

周防大島町告示第95号

令和3年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月27日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和3年9月3日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○9月17日に応招した議員

○9月22日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和3年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

令和3年9月3日(金曜日)

議事日程(第1号)

令和3年9月3日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第7 報告第3号 放棄した債権の報告について(排水処理施設使用料等・水道料金)
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 認定第1号 令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度周防大島町一般会計補正予算(第7号))(質疑・討論・採決)

- 日程第21 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第3号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第5号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第6号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第7号 周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第8号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第9号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第10号 周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第11号 財産の無償貸付けについて（質疑・討論・採決）
- 日程第31 議案第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（質疑・討論・採決）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに提案理由の説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第7 報告第3号 放棄した債権の報告について（排水処理施設使用料等・水道料金）
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 認定第1号 令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

- いて
- 日程第15 認定第5号 令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第7号））（質疑・討論・採決）
- 日程第21 議案第2号 令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第22 議案第3号 令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第4号 令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第5号 令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第6号 令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第7号 周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第27 議案第8号 周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正について
- 日程第28 議案第9号 周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正について
- 日程第29 議案第10号 周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第30 議案第11号 財産の無償貸付けについて（質疑・討論・採決）
- 日程第31 議案第12号 和解及び損害賠償の額を定めることについて（質疑・討論・採決）

出席議員（12名）

1番	山中 正樹君	2番	栄本 忠嗣君
3番	白鳥 法子君	5番	山根 耕治君
6番	岡崎 裕一君	8番	田中 豊文君
9番	新田 健介君	10番	吉村 忍君
11番	久保 雅己君	12番	小田 貞利君
13番	尾元 武君	14番	荒川 政義君

欠席議員（1名）

4番 竹田 茂伸君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君 議事課長 池永祐美子君
書 記 浜元 信之君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	藤本 淨孝君	代表監査委員	……………	大原 秀三君
副町長	……………	岡村 春雄君	教育長	……………	西川 敏之君
病院事業管理者	……………	石原 得博君	総務部長	……………	大下 崇生君
産業建設部長	……………	瀬川 洋介君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	伊藤 和也君	統括総合支所長	……………	岡本 義雄君
会計管理者兼会計課長	……………				重富 孝雄君
教育次長	……………	木谷 学君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	岡原 伸二君
生活衛生課長	……………	濱中 靖夫君	水道課長	……………	藤本 倫夫君
政策企画課長	……………	中原 藤雄君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

竹田議員から、欠席の通告を受けております。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により3番、白鳥法子議員、5番、山根

耕治議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は去る8月27日開催の議会運営委員会において、協議の結果、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月22日までの20日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配付してある会期日程のとおり、本日から9月22日までの20日間とすることに決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

それでは、本年6月定例会以降の諸般について御報告をいたします。

まず、本日までに議会に提出されております文書について、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（6月、7月、8月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望につきましては、2件を受理しており、1点目が辺野古新基地建設の中止と普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情を、議員配付として既にお手元にお届けしております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている中で、地方財政は来年度においても巨額な財源不足が避けられない厳しい状況に直面しております。

このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実を強く国に求めていくことが不可欠です。

つきましては、全国町村議会議長会から、陳情・要望第10号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方税財源の充実を求める意見書」の提出について依頼がありましたので、今定例会の最終日、議員発議として御審議をいただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、要請活動について御報告をいたします。

去る7月14日、山口県岩国市、和木町とともに、私、荒川が、菅義偉内閣総理大臣、加藤勝信内閣官房長官、岸信夫防衛大臣、鈴木隼人外務大臣政務官ならびに安倍晋三前内閣総理大臣を

はじめとする地元選出の国会議員を訪問し、岩国基地周辺地域の住民や地元自治体は、空母艦載機の移駐等により、著しく大きな負担を抱え続けながらも、国の外交・防衛政策に協力し、貢献していることを踏まえ、令和3年度で交付が終了する市町再編交付金について、これに代わる新たな制度を創設し、交付金の増額を恒久的な措置とするとともに、安心・安全対策の推進はもとより、さらなる地域振興を図ることができるよう、十分な財源措置と柔軟な事業採択を図ること、そして再編関連特別地域整備事業（県交付金）についても、引き続き国において確実に予算措置を行い、地元のニーズに対応した制度への運用改善を図るよう、直接要望を行ってまいりました。

次に、系統議長会関係について御報告をいたします。

7月12日に開催されました山口県町議会議長会定例会及び山口県離島振興市町村議会議長会第1回臨時会におきまして、令和2年度の事業報告及び一般会計歳入歳出決算が全会一致で認定されました。

また、7月27日には、柳井地区広域消防組合議会の第1回臨時会が招集され、吉村議員と久保議員が出席をいたしております。この臨時会におきましては、議長の選挙が行われ、我々の同僚議員である久保雅己議員が柳井地区広域消防組合議会の議長に選任されました。久保議員におかれましては、さらなる重責を担われることとなりましたので、今後ともひとつよろしくお願いをいたします。

続いて、全国都道府県会長会の関係についての御報告をいたします。

7月6日に、全国町村議会議長会臨時総会が開催され、役員の変動が報告されるとともに、私が中国ブロック、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県の5県を代表し、理事に選任されました。

また、7月8日に開催された全国離島振興市町村議会議長会理事会並びに第1回総会では、令和2年度の事業報告及び収支決算のほか、離島振興法の改正・延長に関する特別要望、新たな沖縄振興に向けた法律の制定に関する特別要望、そして令和4年度、離島の振興に関する要望が審議され、これらは原案のとおり可決されました。

なお、このたびの総会では、役員の変任も行われ、私が全国離島振興市町村議会議長会の副会長に就任することとなりました。私は、山口県を代表する者として、決意も新たに粉骨砕身努力を致す所存であり、これまで以上に多事多端な公務となりますが、議員各位におかれましては御理解と御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に、議員研修並びに議員派遣について、今定例会終了後の9月28日に予定されておりました山口県町自治研修会は延期となりましたが、10月19日には山口県議会議長会実務研修会が開催される予定となっております。議員各位におかれましては、全員の参加をお願いするものであります。

なお、町人会関係につきましては、近畿東和会、近畿大島会、東京大島郡人会、いずれも本年度の開催は見送るとされておりますのでお知らせをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに提案理由の説明に入ります。

町長から、行政報告並びに提案理由の説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 皆様、おはようございます。本日は、令和3年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

提案理由の説明に先立ち、行政報告を4件申し上げます。

まず、1件目は、元職員による周防大島町定住促進協議会運営費の横領事件に係る損害賠償請求の訴訟行為について御報告をいたします。

元職員による横領事件につきましては、山口地方裁判所岩国支部において、令和3年3月5日に懲役2年の実刑判決を受け、元職員は現在も在監中であります。元職員が横領をしたのは、平成27年5月から令和元年8月の間でありますが、横領が発覚した時期は令和元年10月から11月であり、改正民法が施行の令和2年4月1日より以前であることから、旧民法適用の横領の不法行為の時効は、被害者が損害及び加害者を知ったときから3年間となっており、時効期間は3年後の令和4年10月から11月となります。

このため、このまま何もしなければ消滅時効となることから、裁判を起こして確定させることにより時効は10年となりますので、このたび民事裁判で確定判決させる手続を取りましたので御報告申し上げます。

まず、令和3年3月25日に顧問弁護士と訴訟行為の委任契約を締結し、6月7日には山口地方裁判所岩国支部へ訴状等を提出して、損害賠償を求める民事訴訟を提起いたしました。

損害賠償額につきましては、周防大島町定住促進協議会運営費の674万4,104円と弁護士費用の67万円の計741万4,104円と遅延損害金を求めるものでございます。

その後、7月19日に山口地方裁判所岩国支部において第1回口頭弁論が開かれ、7月26日に開かれた第2回口頭弁論で判決がくだされております。

判決確定日は8月11日で、時効期間は判決確定日の翌日、8月12日から10年後の令和13年8月11日までとなっております。

なお、元職員から山口地方裁判所岩国支部へ提出された答弁書には、訴状の内容を認め、全額弁済する意思があることが記載されておりますので、元職員が刑期を終え、出所後に職に就いた

際には、消滅時効となるまでの間に定住促進協議会が受けた損害額を全額弁済するよう求めてまいります。

今後におきましても、二度とこのような事件が発生しないよう、再発防止策の徹底と町政に対する信頼回復に全力をあげて取り組んでまいりますとともに、町民の皆様をはじめ関係者の皆様に多大なる御迷惑をおかけいたしましたことに対しまして、改めて深くおわび申し上げます。

2件目は、竜崎温泉、遊湯ランド、ながうらスポーツ滞在型施設の開館日等の運用について御報告いたします。

昨年から続きます新型コロナウイルス感染症の影響により、各指定管理施設では度重なる不要不急の外出の自粛要請等により、新型コロナウイルス感染症まん延前と比べ、利用者が大きく減少しています。

また、感染対策に務めながら施設の管理運営を行っていることから、利用者や従業員からの感染者は現在のところ確認されていませんが、その対策経費の負担も大きく、経営を圧迫する要因となりつつあり、収入の減少と合わせて非常に厳しい経営状態となっています。

本町におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種は進んでおりますが、全国的に感染者数は増加しており、緊急事態宣言やまん延防止対策などの規制が行われ、山口県におきましても今後の感染状況によっては規制の対象地域となる恐れもあります。

今後、利用者数が以前のように回復するかについては見通しが難しく、非常に厳しい経営状態が続くことが予想されます。

昨年の第3回定例会全員協議会の中で御説明させていただいた各施設の設置条例に定められている休館日及び利用時間の変更につきまして、今後、感染状況や利用者数等を考慮し、感染防止を図るうえで必要と判断された場合、または指定管理者が経費削減等の経営努力を行っても、現行の利用時間等を維持することが困難であると判断された場合において、指定管理者の経営を維持していくため、やむを得ないと判断された場合に限り、町長の特任により柔軟にこれを認めることといたしましたので御報告をいたします。

3件目は、米軍岩国基地関連について御報告いたします。

8月12日の臨時会で御報告をさせていただきました国への要望事項について改めて御報告をいたします。

去る7月14日に、山口県の関係の国会議員の皆様、防衛省、外務省等において特別要望を行ってまいりました。先ほど荒川議長からも御説明をいただいたところでありましたけれども、この特別要望にあたりましては、執行部から県知事をはじめ、私や岩国市長、和木町長が、また岩国基地問題議員連盟連絡協議会からは柳居県会議長のほか、本町からは荒川議長が出席をいたしました。

今回の特別要望では、空母艦載機移駐後の岩国基地周辺地域の負担と、国防への貢献を踏まえた地域振興策、市町再編交付金終了後の交付金制度、県交付金の運用について重点的に要望を行いました。

この市町再編交付金は、再編関連地域における住民生活の利便性の向上や産業の振興に重要な役割を果たしております。本町をはじめ岩国基地周辺地域の住民や関係市町は、空母艦載機の移駐等により、航空機の増加による騒音被害や航空機事故、事件への不安等、大きな負担を抱えております。

特に、空母艦載機の訓練は、今後も岩国基地を拠点に実施されることから、飛行ルート下にある本町への騒音の影響が大きいものとなっております。

このため、再編交付金の交付終了後も、本町をはじめ関係市町が安心・安全対策の推進はもとより、さらなる地域振興を図ることができるよう、市町に対する交付金制度を継続し、恒久的な措置とすることなどを要望事項としてあげております。

また、県に交付される再編関連特別地域整備事業（県交付金）についても、引き続き国において確実に予算措置を行うことや、関係市町のニーズに対応した使いやすい交付金となるよう、柔軟な事業採択や執行に係る事務手続の簡素化など、制度の運用改善を行うことなどを要望事項としてあげております。

私からも、本町における空母艦載機移駐後の騒音等の影響を考慮いただくことに加え、地域住民による国の外交、防衛政策への協力と貢献をふまえ、引き続き住民生活の利便性の向上や産業振興、医療、教育、子育て等の充実に取り組むことができるよう、十分な予算措置と柔軟な事業採択をいただけるようにと要望をさせていただきました。

今回の要望に対しまして、防衛省からは、このことは大変重要と考えており、どのような支援が可能か現在検討しており、令和4年度の予算編成においてしっかり対応してまいりたいと、御発言をいただいたところでございます。

また、8月24日には郵送で、中国四国防衛局に対して、騒音対策の強化や事件・事故の防止等の安心・安全対策に関する要望や、地域振興策に関する要望等を1県2市2町で構成されている山口県基地関係県市町連絡協議会から行ったところでございます。

以上のとおり、米軍岩国基地に関する状況等について御報告申し上げましたが、今後も継続して本会議へ報告するとともに、県及び関係市町と連携して町民の安心・安全の確保に努めてまいります。

4件目は、令和2年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等について御報告いたします。

令和2年度決算につきましては、5月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、8月26日に決算審査による意見書をいただいたところであります。監査委員の皆様

おかれましては、審査をいただきまして誠にありがとうございました。この場を借りて、御礼を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定によりまして、令和2年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書、並びに監査委員の意見書につきましては、Side Booksにて配付しているとおりであります。

令和2年度におきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策や、7月豪雨災害などに多額の経費を要したため、歳入歳出決算額は令和元年度と比較して大幅な増額となっております。

それではまず、決算の状況でございますが、一般会計の実質収支は2億4,145万3,000円の黒字となっており、単年度収支におきましては1億5,945万9,000円のマイナスでございます。

また、実質単年度収支につきましては4,413万6,000円の黒字決算となっております。

公営企業特別会計を除く特別会計におきましては、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。

令和2年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額はなく、実質公債費比率においては12.0%、対前年度0.3ポイントの悪化であり、将来負担比率は地方債の現在高減少の影響等もあり43.6%、対前年度7.6ポイントの改善となっております。いずれの数値も、早期健全化基準を下回っているところであります。

また、すべての特別会計におきまして、資金不足は生じていない状況にあり、周防大島町の財政状況につきましては、大変厳しい状況にはあるものの、財政の健全性は、数字的には維持されていると判断されるところであります。

財政分析指数につきましては、合併時から大幅な改善が図られてきたところではあります。交付税の依存度が非常に高く、自主財源に乏しい本町にとりましては、今後一層厳しい財政運営を強いられていくものと考えております。

このような点からも、そういった現実、財政状況をしっかりと受け止め、財政規模の縮小や、さらなる行財政改革等への取組が重要であると思っているところであります。

以上、行政報告を4件させていただきました。

最後に、新型コロナウイルス感染症関連の情報については、デルタ株の置き換わりにより、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象地域だけではなく、ほぼすべての地域でこれまでに経験したことのない感染拡大が継続いたしております。

山口県においては、8月13日からデルタ株感染拡大防止集中対策を実施しているものの、お盆期間以降も会食を起因としたクラスターの発生等により、感染の拡大が続き、感染状況がス

ページ4へ移行したところであります。

このことから、本町といたしましても、先の臨時会においても新型コロナウイルス感染症対策についてお願いをいたしましたが、県境をまたぐ不要不急の往来の自粛を強くお願いするとともに、感染防止に向け、基本的な感染予防対策の徹底を町民の皆様方に周知をしてまいります。

次に、本町の感染者につきましては、感染者に係る発生届の取下げを含めて、本日9月3日現在で13人となっており、5月22日以来感染者は発生しておりませんでした。去る8月22日、23日と連続して感染者が発生した後に8月28日、31日にも感染者が発生いたしました。8月28日の感染者につきましては、10歳未満の感染者ということもあり、本町では独自の対策といたしまして、町内各小中学校の児童・生徒及び教職員の希望者に対して、新型コロナウイルスの抗原検査キットを配付することといたしました。

新型コロナウイルスワクチン接種の状況につきましては、本町の接種計画に基づき、8月29日に実施されました橘医院での2回目の集団接種により、8月31日時点において本町の8月末の人口に対して、町外の方を含めて12歳以上の町全体の新型コロナウイルスワクチン接種率は、1回目は80.4%、2回目は64.8%と大幅に改善されており、ほぼ計画どおりに多くの方に新型コロナウイルスワクチン接種をしていただいております。

また、本町では、若い世代をはじめ新型コロナウイルスワクチン接種を受けていない方に対しましても、引き続き新型コロナウイルスワクチン接種を受けることができますよう、各医療機関の御協力のもと、万全の態勢を整えておりますので、ぜひ新型コロナウイルスワクチン接種を御検討いただきまして、新型コロナウイルスワクチン接種を受ける場合には、本町の健康増進課へお問合せをしていただきますようよろしくお願いいたします。

今後も、感染者や感染の疑いのある方のほか、医療従事者、県外との往来のあった方等に対する誹謗中傷や差別は絶対にしないよう、人権に配慮した行動をお願いするとともに、引き続き町民の健康と安全を守ることを最優先として、町民一丸となって本町において新型コロナウイルス感染症を発生させないための感染対策や支援策等を講じてまいりますので、議員各位におかれましても引き続き御支援、御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をしております案件は、報告3件、諮問3件、同意1件、決算の認定に関するもの9件、専決処分の承認を求めることについて1件、補正予算に関するもの5件、条例の改正について4件、財産の無償貸付け1件、和解及び損害賠償の額を定めることについて1件の合計28件であります。

報告第1号及び報告第2号は、損害賠償の額を定めることについて、専決処分により処理をいたしましたことを報告するものであります。

報告第3号は、債権管理条例に基づき放棄した債権について、議会に報告するものであります。

諮問第1号及び諮問第3号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

認定第1号から認定第9号までの9件は、令和2年度の一般会計から渡船事業特別会計までの各会計の歳入歳出決算及び水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業特別会計決算の認定についてお諮りするものであります。

一般会計の実質収支は、2億4,145万3,000円の黒字となり、公営企業特別会計を除くその他の特別会計につきましても黒字もしくは収支ゼロの決算となり、おかげをもちまして各会計とも順調に予算執行ができたものと考えております。

令和2年度におきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策や、令和2年7月豪雨災害などに多額の経費を要した中で、無事に決算の認定をお諮りできますことは、議員各位をはじめ、町民の皆様への御理解と御協力によるものであると深く感謝申し上げる次第でございます。

各財政分析の指数につきましては、合併時との比較では大幅な改善は図られているものの、令和元年度をもって普通交付税の算定における合併による特例措置が終了したことによる普通交付税の減額により一部の指数に悪化の状況も見られることから、今後さらなる行財政改革への取組が必要と考えております。

監査委員の決算審査意見書並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて、決算書をお配りしているところでありますが、各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明申し上げます。

議案第1号は、参議院議員の辞職に伴う参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙について、直ちに選挙に要する経費を措置するために、令和3年度一般会計補正予算（第7号）を専決処分いたしましたのでこれを報告し、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、令和3年度一般会計補正予算（第8号）であります。既定の予算に4億41万8,000円を追加し、補正後の予算の総額を138億8,274万6,000円とするものであります。

議案第3号は、令和3年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に6,380万9,000円を追加し、補正後の予算の総額を28億3,728万2,000円とするものであります。

議案第4号は、令和3年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の予算に1億8,397万円を追加し、補正後の予算の総額を34億9,127万1,000円とするものであります。

議案第5号は、令和3年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）であります。業務の予定量

のほか、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第6号は、令和3年度病院事業特別会計補正予算（第3号）であります。業務の予定量のほか、収益的収入及び支出、他会計からの補助金等を補正するものであります。

議案第7号周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正については、施設老朽化による設備の修繕や燃料費の高騰等による維持管理費の増加をふまえ、周防大島町立橋ふれあいセンター等の使用料を改正するため、所要の改正を行うものであります。

第8号周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、現在休止中のフィッシングビレッジやしろ郷及び自光寺ピッコロランドの用地を原状回復のうえ、土地所有者に返還するため、所要の改正を行うものであります。

議案第9号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正については、令和元年度、若者の定住促進、学童・児童数の増加など過疎地域の活性化を目的に明新住宅として4戸を建設いたしました。が、入居者の公募を行ったところ、当初の予想をはるかに上回る多数の応募があり、需要が著しく高いことから令和3年度に新たに4戸を建設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第10号周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正については、過疎地域自立促進特別措置法が令和2年度末で期限を迎え、これに代わる新たな過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第11号財産の無償貸付けについては、旧田布施農業高等学校大島分校の校舎及び跡地の利用について、地域振興を目指す団体等に土地及び建物を無償貸付けすることについて、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについては、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明いたしますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） すみません、1点訂正をさせていただきます。

提案理由のところでございます。この本定例会に提案をしている案件の数について誤りがございましたので訂正をさせていただきます。

報告が3件、諮問が3件、そして決算の認定に関するものが9件、そして専決処分の承認を求めることについてが1件、補正予算に関するものが5件、条例の改正について4件、財産の無償貸付けが1件、和解及び損害賠償の額を定めることについて1件でありますので、合計27件であります。先ほど、合計28件と申し上げましたけれども、同意1件がこちらが間違えておりま

したので訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

○議長（荒川 政義君） 以上で、行政報告並びに提案理由の説明を終わります。

日程第5. 報告第1号

日程第6. 報告第2号

日程第7. 報告第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号損害賠償の額を定める専決処分^{（一）}の報告についてから、日程第7、報告第3号放棄した債権（排水処理施設使用料等・水道料金）の報告について、執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） それでは、報告第1号から報告第3号の放棄した債権の報告について、補足説明を申し上げます。

報告第1号、報告第2号は損害賠償の額を定めることについての専決処分^{（一）}の報告であります。

報告第1号は、令和2年2月26日に、空家等の適正管理に関する所有者情報の取り間違いにより発生した建物解体工事の損害賠償の額を定めることについて、令和3年8月13日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分^{（一）}により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事案は、周防大島町空家等の適正管理に関する条例に基づく業務において、大字沖家室島の建物を町による所有者情報の取り間違いから第三者に建物の解体工事費を負担させたものであります。

なお、損害賠償の額は63万8,660円であり、令和3年8月27日に全額支払いましたので御報告いたします。

次に、報告第2号は、令和3年5月6日に、空家等の適正管理に関する所有者情報の取り間違いにより発生した土地の所有者移転^{（二）}手続経費の損害賠償の額を定めることについて、令和3年8月13日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分^{（一）}により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事案は、大字沖家室島の空家が解体された土地の所有権移転^{（二）}手続きを行っていたところ、所有者情報の誤りが判明し、その事務手続き中止に伴う経費を負担させたものであります。

なお、損害賠償の額は6,180円であり、令和3年8月27日に全額支払いましたので、御報告いたします。

報告第3号は、放棄した債権について御報告するものでございます。

議案つづりの8ページをお願いいたします。

次の町の債権に係る放棄の適否について、去る令和3年1月8日に、周防大島町債権管理条例

施行規則第6条の規定に基づき設置した周防大島町債権管理審査会で審査し、承認を受け、490万7,092円の債権を放棄いたしましたので、周防大島町債権管理条例第8条の規定により御報告いたします。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

内訳につきましては、一般会計におきまして、水産課所管の水産加工団地内の排水処理施設に係る使用料等の滞納繰越分で、周防大島町債権管理条例第7条第2号に該当する2件、債権額43万8,250円を放棄し、水道事業特別会計におきましては、条例第7条第1号及び第2号に該当する56件、446万8,842円を放棄いたしました。

以上、報告第1号から報告第3号までの補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了いたします。

日程第8. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第1号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

令和3年2月28日をもって松本敏恵氏が任期途中の退任となったことを受け、新たな候補者につきまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

候補者といたしましては、地域に携わる郵便局員として長年の経験を有しておられ、地域の実情に精通され、地域福祉の向上に熱意と理解があり、人権擁護に関しましても深い造詣をお持ちの吉川朝博氏を推薦いたしたいと存じます。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示しているとおりでございます。

私といたしましては、人格、識見ともに高く、人権擁護委員に適任であると思われまますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、吉川朝博氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦は、吉川朝博氏を適任とすることに決定しました。

日程第9. 諮問第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第9、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第2号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

令和3年12月31日をもって任期満了となります現委員の清木由美子氏は、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある方であります。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、清木由美子氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦は、清木由美子氏を適任とすることに決定しました。

日程第10. 諮問第3号

○議長（荒川 政義君） 日程第10、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 諮問第3号は、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてでございます。

令和3年12月31日をもって任期満了となります現委員の村田雅典氏は、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある方であります。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料に示してあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、村田雅典氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦は、村田雅典氏を適任とすることに決定しました。

暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....

午前10時42分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 先ほどの行政報告につきまして訂正がございまして、御報告をさせていただきます。

先ほど行政報告の最後に、新型コロナウイルスワクチン接種についてお話をしたところでありますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種率について、8月31日時点ということでした。そのパーセンテージの数値が誤っておりましたので、改めて御報告を申し上げます。

1回目、町外の方を含めて12歳以上の方の町全体の新型コロナウイルスワクチン接種率ということがございますけれども、1回目が88.1%でありまして、2回目は80.9%と訂正をさせていただきます。

先ほどは、1回目が80.4%、2回目が64.8%と申しましたけれども、この最新の数字がありましたので訂正をさせていただきます。1回目88.1%と2回目が80.9%でございます。

御協力をいただいている皆様に大変御迷惑をおかけいたしました。御協力をいただきましてありがとうございます。訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

----- . ----- . -----

日程第11. 認定第1号

日程第12. 認定第2号

日程第13. 認定第3号

日程第14. 認定第4号

日程第15. 認定第5号

日程第16. 認定第6号

日程第17. 認定第7号

日程第18. 認定第8号

日程第19. 認定第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第11、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の

認定についてから、日程第19、認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの9議案を一括上程し、これを議題といたします。

補足説明を求めます。重富会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（重富 孝雄君） 令和2年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定について。

認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定にもとづき、各会計の決算につきまして、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

決算書の9ページをお願いいたします。

歳入の合計額につきましては、予算現額177億5,614万7,000円、調定額174億5,387万9,647円に対しまして、収入済額は164億7,424万6,310円で、調定額に対する収入率は94.39%となっております。

不納欠損額943万6,961円につきましては、7ページをお願いいたします。

1款町税1項町民税256万6,621円で、個人、滞納繰越58人、法人、滞納繰越2社、2項固定資産税は583万9,990円で、現年1人、滞納繰越209人、3項軽自動車税は43万2,100円で、現年1人、滞納繰越64人。

8ページをお願いいたします。

16款財産収入1項財産運用収入の1,250円は水産加工団地排水処理施設使用料、20款諸収入4項雑入の59万7,000円は、水産加工団地排水処理施設メンテナンス料、生活保護法第63条及び第78条の返還金となっております。

収入未済額のうち、事業の繰越に伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきましては、7ページをお願いいたします。

1款町税1項町民税の2,397万5,146円は、個人、現年103人、滞納繰越307人、法人、現年3社、滞納繰越3社、2項固定資産税の6,625万1,289円は、現年332人、滞納繰越862人、3項軽自動車税の396万4,589円は、現年112人、滞納繰越330人となっております。

8ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金1項分担金の598万1,428円は、団体営ため池等整備事業の地元負担金、農林水産業施設災害復旧事業分担金及び災害関連地域防災がけ崩れ対策事業分担金、

2項負担金の39万9,380円は、保育料で滞納繰越2人となっております。

また、13款使用料及び手数料1項使用料の5,662万2,958円のうち、5,638万1,828円は住宅使用料で現年29人、滞納繰越550人となっております。

7ページをお願いいたします。

1款町税1項町民税の収入済額5億1,156万5,140円には、還付が済んでいない額——いわゆる還付未済額といたしますが、4万9,482円が含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数としましては2,397万5,146円に4万9,482円を加算した2,402万4,628円となります。

同じく、1款町税2項固定資産税の収入済額6億6,748万2,577円につきましても、還付未済額3万6,600円が含まれておりますので、収入未済額の実数としましては、6,625万1,289円に3万6,600円を加算した6,628万7,889円となります。

また、1款町税3項軽自動車税の収入未済額は、396万4,589円となっております。

この還付未済額につきましては、59ページの事項別明細書の備考欄に記載をいたしております。

11ページをお願いいたします。

歳出の予算現額177億5,614万7,000円に対しまして、支出済額は159億7,551万8,406円で、執行率は89.97%となっております。

翌年度繰越額の10億6,488万円につきましては、6月の定例議会において御報告しております令和2年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

不用額につきましては7億1,574万8,594円となっており、令和元年度決算と比較して23.15%の増となっております。

13ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は4億9,872万7,904円となっており、令和元年度決算と比較して17.20%の減となっております。

なお、歳入総額及び歳出総額ともに令和元年度と比較して大幅な増額となっておりますが、主に新型コロナウイルス感染症対策として国の緊急経済対策での特別定額給付金事業、及び国の感染症対応の地方創生臨時交付金を財源とした各種事業の実施によるものであります。

以上で、一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、59ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書を御参照いただきますようお願いいたします。

また、以後の各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度あわせて御参照くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳入の予算現額30億5,711万3,000円、調定額32億2,064万8,412円に対しまして、収入済額は30億9,628万342円で、調定額に対する収入率は96.14%となっております。

不納欠損額は、国民健康保険税の1,531万7,807円で、滞納繰越135人、また収入未済額は国民健康保険税が1億905万263円で、現年167人、滞納繰越587人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書301ページをお願いいたします。301ページの備考欄のうち還付未済額の4万6,100円を加算した1億909万6,363円となっております。

20ページをお願いいたします。

歳出の予算現額30億5,711万3,000円に対しまして、支出済額は30億3,246万9,617円で、執行率は99.19%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は2,464万3,383円。

21ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は6,381万725円の決算となっております。

令和2年度末の国民健康保険加入状況につきましては、加入世帯数は3,142世帯、被保険者数は4,647人、世帯加入率は36.20%、被保険者加入率は30.90%で1人当たりの医療費は51万2,737円となっております。

続きまして、認定第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額は4億4,468万8,000円、調定額4億4,317万461円に対しまして、収入済額は4億4,274万2,891円で、調定額に対する収入率は99.90%となっております。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の13万607円で、滞納繰越6人となっております。

また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で29万6,963円、現年13人、滞納繰越8人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書317ページをお願いいたします。317ページ備考欄のうち還付未済額の48万484円を加算した77万7,447円となっております。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億4,468万8,000円に対しまして、支出済額は4億4,274万2,891円で、執行率は99.56%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は194万5,109円。

27ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

令和2年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は4,923人で、1人当たりの医療費は94万715円となっております。

続きまして、認定第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入の予算現額33億7,645万4,000円、調定額34億425万7,994円に対しまして、収入済額は33億9,948万7,488円で、収入率は99.86%となっております。

不納欠損額の154万8,860円は介護保険料で、滞納繰越35人、収入未済額の322万1,646円も同じく介護保険料で、現年56人、滞納繰越53人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書325ページをお願いいたします。325ページ備考欄のうち還付未済額86万9,920円を加算した409万1,566円となっております。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額33億7,645万4,000円に対しまして、支出済額は32億1,451万8,494円で、執行率は95.20%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は1億6,193万5,506円。

35ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額は1億8,496万8,994円となっております。

39ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額は826万9,000円で、調定額、収入済額はいずれも同額の718万440円、収入率は100%となっております。

40ページをお願いいたします。

歳出の予算現額826万9,000円に対しまして、支出済額は718万440円で、執行率は86.84%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は108万8,560円。

41ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円となっております。

なお、令和2年度末の第1号被保険者数は8,215人で、認定者数は1,884人となっております。

続きまして、認定第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

45ページをお願いいたします。

歳入の予算現額6,203万4,000円、調定額5,986万2,657円に対しまして、収入済額は5,812万7,128円で、収入率は97.10%となっております。

収入未済額173万5,529円は、2款使用料及び手数料1項使用料1目給水使用料となっております。

46ページをお願いいたします。

歳出の予算現額6,203万4,000円に対しまして、支出済額は5,812万7,128円で、執行率は93.70%でございます。

不用額につきましては390万6,872円となっております。

47ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

なお、給水人口は211人、普及率は99.06%となっております。

また、簡易水道事業特別会計につきましては、令和3年度より企業会計へ移行いたしております。

続きまして、認定第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

51ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8,203万8,000円に対しまして、調定額、収入済額はいずれも同額の7,667万6,432円で、収入率は100%、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

52ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8,203万8,000円に対しまして、支出済額は7,667万6,432円で、執行率は93.46%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で、不用額は536万1,568円。

53ページをお願いいたします。

歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は1,000円で記載しております。

367ページをお願いいたします。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額164億7,424万6,000円、歳出総額159億7,551万8,000円、歳入歳出差引額は4億9,872万8,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源2億5,727万5,000円を差し引いた実質収支額は2億4,145万3,000円で決算をいたしております。

368ページをお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額30億9,628万円、歳出総額30億3,247万円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の6,381万円となっております。

369ページをお願いいたします。

後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の4億4,274万3,000円、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

370ページをお願いいたします。

370ページ、371ページは、介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

370ページの保険事業勘定であります。歳入総額33億9,948万7,000円、歳出総額32億1,451万8,000円、歳入歳出差引額は1億8,496万9,000円で、実質収支額も同額となっております。

371ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定であります。歳入総額、歳出総額は同額の718万円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

372ページをお願いいたします。

簡易水道事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の5,812万7,000円、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

373ページをお願いします。

渡船事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は、同額の7,667万6,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった主な部分について説明させていただきます。

377ページをお願いいたします。

1、公有財産の（1）土地及び建物のうち土地につきましては、公営住宅等では若者定住促進住宅用地の取得、その他の施設では秋の公有水面埋立てに伴う取得、普通財産では西方江尻の借地契約解約に伴う売却により、合計で2,034.59平方メートルの増となっております。

建物につきましては、木造普通財産では、旧地藏小学校の解体により221.51平方メートルの減となっております。

非木造のその他の施設では、主に東和公民館の解体、普通財産では、旧沖家室警察官駐在所の解体により、合計で703.78平方メートルの減となっております。

木造・非木造を合わせた延面積では925.29平方メートルの減となっております。

378ページをお願いいたします。

（2）山林から（5）の有価証券につきましては、移動はございません。

379ページをお願いいたします。

（6）出資による権利ですが、柳井地域広域水道企業団へ10万2,000円の出資を行い、年度末現在高は50億2,236万6,000円となっております。

380ページをお願いいたします。

山口県東部森林組合出資金の1万5,000円の増は、配当金となっております。

381ページをお願いいたします。

2. 物品につきましては、普通自動車が1台減、軽自動車が2台減、トラックが2台減、ダンプが3台増、スクールバスが2台増、機能訓練車が1台増、ごみ収集車が1台減。

383ページをお願いいたします。

可動式非常用発電機が1台減となっております。

386ページをお願いいたします。

3. 基金であります、（1）財政調整基金は、利息と積立により2億359万5,000円の増で、年度末現在高は61億375万4,000円となっております。

（2）の減債基金は、利息と取崩しにより1億2,677万4,000円の減で、年度末現在高は5億3,181万7,000円となっております。

（3）の県収入証紙購入基金は変更ございません。

（4）の奨学資金貸付基金の3,000円の増は利息で、年度末現在高は1,000万9,000円となっております。

（5）の福祉振興基金は、利息と取崩しにより1,161万円の減で、年度末現在高は2億6,961万7,000円となっております。

387ページをお願いいたします。

(6) の国民健康保険基金は、利息と積立により 8,403 万 2,000 円の増となっており、年度末現在高は 3 億 2,883 万 4,000 円となっております。

(7) の介護給付費準備基金は、利息並びに積立と取崩しにより、4,603 万 1,000 円の増となっており、年度末現在高は 1 億 7,967 万 8,000 円となっております。

(8) のまち・ひと・しごと創生基金は、利息の積立と取崩しにより 3,498 万 4,000 円の減となっており、年度末現在高は 1 億 1,161 万 8,000 円となっております。

(9) の土地開発基金につきましては、土地の面積は 8,740.81 平方メートルで、年度末現在高は 1 億 9,714 万 8,000 円となります。また、現金は 2 万 5,000 円の増で、土地と合わせた年度末現在高は 2 億 7,088 万円となります。

388 ページをお願いいたします。

(10) の中山間ふるさと・水と土保全対策基金については増減なく、年度末現在高は 3,113 万 1,000 円となっております。

(11) の周防大島高等学校通学支援費給付基金につきましては、寄附及び利息による積立と取崩しにより 796 万 1,000 円の増で、年度末現在高は 3,514 万 6,000 円となっております。

(12) のちびっ子医療費助成事業基金は、利息と取崩しにより 1,423 万 2,000 円の減で、年度末現在高は 1 億 519 万 4,000 円となっております。

(13) の観光振興事業助成基金は、利息と取崩しにより 1,020 万 9,000 円の減で、年度末現在高は 5,477 万 2,000 円となっております。

(14) の福祉医療費一部負担金助成事業基金は、利息並びに積立と取崩しにより 1,102 万 9,000 円の増で、年度末現在高は 6,385 万円となっております。

389 ページをお願いいたします。

(15) のふるさと応援基金は、利息並びに積立と取崩しにより 2,288 万 7,000 円の増で、年度末現在高は 1 億 581 万 9,000 円となっております。

(16) のCATV加入促進事業基金は、利息の積立と取崩しにより 113 万 8,000 円の減で、年度末現在高は 2,111 万円となっております。

(17) の外国語活動推進事業基金につきましては、利息並びに積立と取崩しにより 1,413 万 6,000 円の増で、年度末現在高は 4,618 万 7,000 円となっております。

(18) の医療確保対策事業基金につきましては、利息並びに積立と取崩しにより 290 万 3,000 円の増で、年度末現在高は 2,691 万 9,000 円となっております。

(19) の合併地域振興基金につきましては、利息の積立により、年度末現在高は 10 億 15 万円となっております。

390ページをお願いいたします。

(20)の森林環境整備基金につきましては、利息並びに積立により、年度末現在高は699万7,000円となっております。

以上で、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算附属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、慎重なる御審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(荒川 政義君) 続いて、補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長(伊藤 和也君) それでは、認定第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定につきまして、補足説明をいたします。

お手元の令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算書類の5ページ、水道事業決算報告書をお開き願います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計8億9,239万88円に對しまして、支出合計8億639万3,185円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計1,260万円に對しまして、支出合計1億9,240万8,570円でありました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額1億7,980万8,570円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額152万9,600円、過年度分損益勘定留保資金5,547万6,335円、及び当年度分損益勘定留保資金1億2,280万2,635円で補てんしております。

次に、財務諸表について御説明いたします。

7ページの損益計算書をお願いいたします。

これは、令和2年度の経営成績を表すものでございますが、営業収支では3億4,396万6,428円の損失となり、営業外収支では4億1,559万7,077円の利益となりました。

特別利益の1,283万6,654円を加えた当年度純利益は8,446万7,303円となっております。

次に、9ページの剰余金計算書について御説明いたします。

前年度の未処分利益剰余金が1億58万4,202円でありましたので、当年度純利益8,446万7,303円を加算し、利益剰余金の当年度末残高は1億8,505万1,505円となりました。

11ページの剰余金処分計算書であります。剰余金の処分はございません。

次に、13ページの貸借対照表でございますが、これは令和3年3月31日時点の財政状況を表しております。

13ページ最下段の資産合計額が42億1,212万502円、14ページの負債合計は25億9,342万1,170円、15ページの資本金合計が14億3,364万7,827円となっております。

16ページ以降に、事業報告書、決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付しております。

以上で、認定第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付し、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ慎重なる御審議のうえ、御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、認定第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定につきまして、補足説明をいたします。

お手元の令和2年度周防大島町下水道事業特別会計決算書類の11ページをお願いいたします。

剰余金の処分につきましては、剰余金処分計算書（案）にありますとおり、未処分利益剰余金3億630万8,788円のうち、4,933万1,791円を建設改良積立金へ積立ることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

なお、建設改良積立金は資本的収支の不足分の補てん財源とする予定でございます。

続きまして、決算の認定について御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の決算額ですが、収入合計11億5,140万5,125円に對しまして、支出合計7億9,219万8,616円となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算額ですが、収入合計11億3,132万5,059円に對しまして、支出合計12億9,455万4,846円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額2億5,232万9,787円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,730万2,493円、当年度分損益勘定留保資金1億4,569万5,503円、及び当年度利益剰余金処分数額4,933万1,791円で補てんする予定でございます。

次に、財務諸表について御説明いたします。

まず、7ページの損益計算書について御説明いたします。

これは、令和2年度の経営成績を表すものでございますが、営業収支では5億7,567万2,743円の損失となり、営業外収支では8億6,241万1,620円の利益となり、特別利益2,991万2,667円と特別損失1,034万2,756円を加えた当年度純利益は3億630万8,788円となりました。

次に、9ページの剰余金計算書について御説明いたします。公営企業適用初年度でありますので、当年度末残高は3億630万8,788円となりました。

次に、11ページの剰余金処分計算書（案）ですが、冒頭で御説明いたしましたとおり、未処分利益剰余金3億630万8,788円のうち建設改良積立金へ4,933万1,791円を積立、繰越利益剰余金は2億5,697万6,997円となりました。

次に、13ページの貸借対照表について御説明いたします。

これは、令和3年3月31日時点の財務状況を表しております。13ページ最下段の資産合計は168億999万9,100円です。14ページの負債合計は160億5,239万185円、資本合計は、7億5,760万8,915円であります。

以上、概略を御説明いたしましたが、15ページ以降に事業報告書、決算に関する説明書における注記、資本的収支と補填財源明細書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書を添付しております。

以上、認定第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は、監査委員の審査に付し、その意見書を別冊として添付しておりますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続いて、補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明をいたします。

令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算書類の5ページの決算報告書をお願いいたします。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計49億6,221万1,859円に對しまして、6ページの支出合計額は48億7,405万506円の決算となりました。

次に、7ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計は1億6,024万1,168円に對しまして、8ページの支出合計は9億5,944万2,844円の決算となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に對して不足する額7億9,920万1,676円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,192万5,300円、及び損益勘定留保資金7億8,727万6,376円で補てんしました。

次に、財務諸表につきまして御説明を申し上げます。

まず、11ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、令和2年度の経営状況を表すものでございますが、医業収支で16億5,799万2,499円の医業損失、医業外収支では16億7,251万7,326円の医業外利益となり、特別利益9,096万2,300円、特別損失7,680万円を合わせた当年度純利益は2,868万7,127円の黒字となりました。

次に、13ページの剰余金計算書であります。未処分利益剰余金につきましては、令和2年度利益金2,868万7,127円を計上し、利益剰余金の年度末残高がマイナス24億2,475万4,763円となりました。

次に、15ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はございません。

次に、17ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、令和3年3月31日時点の財政状況を表しており、18ページの資産合計は140億281万8,857円、19ページの負債合計は107億5,393万5,790円、20ページの資本合計は32億4,888万3,067円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして22ページ以降に事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益・費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、決算に関する説明書における注記を添付しております。

令和2年度は、第1期再編計画の実行により、東和病院、橘医院の病床数を削減、がん検診事業及び総務部業務課の年度末廃止など事業規模のスリム化を図りました。さらに、東和病院の一般病床から療養病床への転換や地域包括ケア病床の増床による収益増加や給与費、経費の減少による費用削減に向けての取組を行いました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症が全国で拡大し、受診控えや受入制限により入院・外来患者数が激減したため、令和2年度決算は再編計画と大きく乖離が生じました。

3医療機関の入院・外来患者数が大きく減少した影響で医業収益は減少しました。一方で、新型コロナウイルス感染症に関する補助金、重点支援区域への財政的支援としての病床削減支給給付金、他会計補助金の増加により医業外収益は増加しました。

収支については、医療機関合計で黒字となりました。

介護老人保健施設2施設につきましては、各地での集団感染の事例もあり、入所・通所に関して慎重に対応したため利用者数は減少し、赤字は継続しております。

大島看護専門学校につきましては学生数が減少し、前年度に比べ利益は減少しましたが、黒字は継続しております。

以上のように、令和2年度決算は新型コロナウイルス感染症の影響で患者・利用者数が激減し、

経営の基盤となる事業収益は大幅に減少しました。いまだに新型コロナウイルス感染症の収束は見通しが立たない状況ですが、今後も自治体病院の使命であります地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献するため全力で取り組みます。そして、地域住民に親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう、職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊で添付しておりますので、御審議のうえ、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所管委員会への付託審査をお諮りして、委員会にて詳細なる審議をお願いする予定といたしておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について質疑に入ります。

一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。なお、財政に関することもここでお願いをいたします。

はじめに、歳入について何か質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、総合的な、総括的な話として、この予算は、前町長が立てた予算で、それを今の町長に総括というのちょっと酷な話かもしれませんが、今回の個々の話という前に決算に対する町長の認識というのか、どういうスタンスでこの決算を見るのかというようなところを、私がいつも質問するのはその評価の部分をどうするのかということなので、その辺の評価の観点をどういうふうに見ておられるのか、その辺をちょっと御答弁ください。

それと、もう1つは行政報告のほうでも御説明がありましたけど、元職員の横領の問題、これ損害賠償訴訟を起こされたということで大体750万円ぐらいの損害額ということだったんですが、昨年の決算の段階で250万円ぐらいということで、まだ損害額が確定されていなかったということなんですが、そのときにその被害額というものを不正支出ということで決算の中に上げられていた。それがどうなんですかと、不正なものを決算で上げることがどうなのかという質疑をした際に、町長からはどういう会計処理がいいのか精査して報告するという御答弁がありましたが、その後特に結論は聞いていないんですが、現時点でそこを去年はそれで決算認定されていますんで、その不正支出として決算をしたということが現在もそのまま活きているというのか、続いているということになりますが、そういう会計処理、決算処理でいいのかどうか。そこらを御

答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） それでは、田中議員より決算に対する町長の認識そして総合的な評価ということで御質問をいただいておりますので、お答えをしたいと思います。

まず、この令和2年度に向けて編成をされました予算が無事に執行されて、そしてよりよい町政のために活かすことができますことにつきまして、町民の皆さんに感謝を申し上げるところでございます。

この令和2年度の予算というものは、私が町長に就任する前の段階で、前任の椎木町長がしっかりと組まれた予算であるというふうに私も認識をしております。

この令和2年度の予算というのは、椎木前町長のもと、厳しい財政状況を打開するために令和2年度から令和7年度まで、この期間を集中財政取組期間とされまして、予算総額を120億円に抑える。そして、対平成17年度の一般財源30%減ということで、予算規模のスリム化ということで財務体質の改善に取り組んでされました。

5つの主要事業として、安心して子供を生み育てられる町、働く意欲の湧き出る町、自然と環境にやさしい町、晩年を豊かで安心して過ごせる町、次世代に素敵な未来を約束する町ということで、それぞれ取り組まれて予算編成をされておりました。

私が昨年11月14日に町長に就任をさせていただいて、その後においても、それぞれ大きなものでありますが、新型コロナウイルス感染症対策というものが多かったですけれども、そのようなことにも取り組ませていただいたところであります。

この令和2年度の決算についての認識ということでありますけれども、先ほど行政報告でも令和2年度の決算の状況についてということでお話をさせていただきました。

決算額、細かい額を言うとまたあれですけれども、大きくは、やはり新型コロナウイルス感染症対策、こちらでありましたり、この新型コロナウイルス感染症対策は、例えば1人当たり10万円の特別定額給付金であったり、新型コロナウイルス感染症対策の経費であったりということがございます。そして、加えて7月の豪雨災害、こちらに多額な臨時的経費を要したということがございます。

そのような中でも新型コロナウイルス感染症対策については、国の補助金がうまく活用できたということがございますので、7月豪雨の災害復旧へのものというのが大変大きかったなというような印象を持っているところでございます。

私も町長に就任をさせていただいて、この予算の執行について見ておるわけでございますけれども、私は、この令和2年度の予算の策定、そして町のこれまでの方針に基づいて適切に予算が組まれて、そして確実に執行され、それに基づく決算であると認識をしているところでございま

す。

事業の実施につきましても、各職員そして各部署の皆さんが効率的に執務を行っていただきました。そして、補正予算に組み込み対応した新型コロナウイルス感染症対策もしっかりと努められて、その取組についても国からの補助金を活用することができた。これに加えて7月の豪雨災害の災害復旧費が多くを要したというところでありますけれども、令和2年度の決算ということでは、町民の皆さんのために動くことができたということがこの本決算に現れているなというふうに、私、思っております。

今後の課題ということも大切にしていきたいと思っております。今後の課題としましては、やはり令和2年度の事業の検証を行い、今後どのような事業が必要であるか。どのように運用することが効果的であるかということ綿密に協議をする必要があるというふうに考えています。

この協議ということにおいても、じゃあどのように協議をするかということでありますけれども、まずはやはり一番すぐできることというのは、担当課による事業の評価です。内部評価というところかと思えますけれども、担当課そしてまた財政の目からも評価を行って、この事業がいかなる事業であって、それがどのように町民の皆さんのために活着しているのかということを確認していくということが大事だろうなというふうに思っております。

私も決算を確認しておりますと、やはり今まで体験したことのない新型コロナウイルス感染症対策ということによって、一番被害というか、大変な思いをしたのはやはり子供たちであり、語学留学に行く学生さん、これは子供たちではありませんけれども観光にも大変な影響が出ています。町と大学等の連携であったり、国際交流支援ということにおいても実際事業ができなかったというようなことがありますので、じゃあできなかった事業をこれからどういうふうに活発にできるように運用していくのかということも、これは非常に大切なことでもありますので、綿密に、真摯に考えていかないといけないなというところがございます。

田中議員御指摘のとおり、やはりこの大切な町の財源を使うにあたって、じゃあどのように使うべきであるのか。その本来の目的と成果をしっかりと見据えることが大事であるし、その執行が適正であったかどうかということはしっかりと見ていかないといけないと思っております。

全体的なことで申しますと、先ほども報告をいたしましたけれども、この健全化の判断比率というところでも資金不足は起きていないというところがありますけれども、ですが、この自主財源の乏しい本町において、やはり財政規模の縮小であったり行財政改革をさらに推し進めていくということは、もうこれは当然大切なことだと思っておりますので、こちらもあわせて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の御質問の令和元年度決算の元職員横領金債権の処理についてでございますが、令和元年度の決算書に定住促進対策事業補助金として、周防大島町定住促進協議会へ591万4,470円の支出をしておりますが、平成27年度から令和元年度にかけての元職員により横領された損害額が確定しておらず、会計処理ができないため、令和2年度以降において損害額が確定後、定住促進協議会より元職員に対し損害金を全額弁済するよう求めるとともに、町の会計処理においては歳入科目を設け、調定を起こし、入金する予定としておりました。

令和2年度におきましては、令和2年9月8日に横領事件を起こした元職員が逮捕され、刑事裁判により令和3年3月5日に懲役2年の実刑判決を受けておりますが、刑事裁判での業務上横領額は260万5,400円であり、その後、出納閉鎖までに平成27年度から令和元年度の定住促進協議会運営費のすべての損害額が確定できておらず、令和2年度中においても会計処理の手续ができませんでした。

このため、定住促進協議会に交付した補助金につきましては、公金外現金、準公金として地方自治法及び本町財務規則の適用を受けないことから、令和3年度以降に会計処理をさせていただくことにいたしました。

令和元年度及び令和2年度におきましては、年度内に会計処理ができなかったことにつきまして、致し方ない事情であったことを御理解いただきたいと存じます。

令和3年度におきましては、行政報告でも申し上げましたとおり、民事裁判で確定判決させるため、令和3年3月25日に顧問弁護士と訴訟行為の委任契約を締結し、6月7日には山口地方裁判所岩国支部へ訴状等を提出し、損害額は674万4,104円としております。

その後、7月26日に判決が下され、8月11日に判決が確定されております。

定住促進協議会としましては、元職員が刑期を終え、出所後に職に就いた際には、損害額674万4,104円を全額弁済するよう求めてまいります。

元職員からは、訴状の内容をすべて認め、全額返済する意思があることを裁判所へ提出された答弁書により確認もしております。

また、町としましては、定住促進協議会に対し、平成27年度から令和元年度に交付した補助金のうち、横領された損害額674万4,104円に対し、補助金等交付規則第15条第1項第1号の規定により、補助金等を他の用途へ使用したときに該当することから、補助金の交付決定の一部取消しを行うとともに、第16条の規定により補助金の返還を命じることとしており、令和3年度中において歳入科目を設け、調定を起こし、入金する手続を取ることにしております。

なお、元職員は現在も在監中であることから、定住促進協議会が受けた損害額が全額返金され町会計に入金されるまでは、平成27年度から令和元年度までの損害額に対し、調定を起こし入

金するための会計処理を取ってまいります。時効期間は判決確定日の翌日、令和3年8月12日から10年後となりますので、できる限り早く定住促進協議会が受けた損害額を全額弁済するよう求めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 町長から、内部評価についても一定の御認識をお持ちだという御答弁がありましたけど、それはごく当然の話で、これは私が評価が必要、検証が必要という前に、町が自ら総合計画の中にもPDCAサイクルで検証、改善をしていくというふうに書いておりますので、もちろん内部評価は当たり前のことというか、今からやることじゃなくて、もう既にやっているはずのことです。

私が言っている評価、検証というのは、もっと仕組みづくりを見える形でできないのかというのと、もっと外部の視点を取り入れる、そういったことも含めた仕組みづくりが必要ではないのか、そういう検討、評価、その辺に対するお考えというんですか、この決算を次の予算に活かすための評価、検証をどのようにやっていくのかというところのお考えを、ちょっともう1回補足していただきたいと思います。

それと、横領事件については、会計処理のことは分かりましたけど、じゃあ今後10年間で完全弁済をするということなんですが、そこをどういうふうに担保していくのか。例えば執行訴訟をやっていくのか。10年間で、当然今のうちにしておかんと、それは担保できない話ですから、そこをどうしていくのか。そこら辺の今のお考えというか、どうやってそこを保全するのか、対策をちょっと御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員に御質問をいただきました。先ほどの決算について、どのように検証していくべきであろうかということでもありますけれども、やはりそのひとつひとつの決算、私も町長としてひとつひとつの事業を確認させていただくという立場でありますけれども、この1つの事業を予算化してそれから決算まで、そして事業を終えるというところで、そこで決算が終わったからすべておしまいということではなくて、それが果たしてどのようにやったら、よりよくできたのか。より町民の皆さんのためになったのか。この必要、不必要だけではなくて、それがどのように形づくればもっとよくできたのかなということを感じるということは、とても大切なことだと思います。

確かに、町の職員さんのお仕事を拝見しておりますと、なかなか忙しく、次から次へというような状況がありますけれども、そこを少し立ち止まって、終わった事業を見直してもらうということも必要になってくるというふうに思っています。

その中で、評価、検証、必要、必要じゃない、だけではなくて、やはりよりよくするためとい

うことで私は考えておりますけれども、その仕組みづくりということで御提案をいただきました。ひとまずは、すぐできることというのは内部の評価、内部というのはこの担当課、そしてそのほかの課からも違う視点で見るといえることはできると思います。

そしてよりよいのは、議員御指摘のとおり外部の組織から見てもらうというのがよいことなのかもしれませんが、まずできること、この内部からしっかりと検証していく。そして、その先に外部での検証ということもふまえて、しっかり努めてまいりたいと思っているところでございます。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 先ほど町長が申しましたが、決算が終わった後、どういうふうにも本町が評価しているかということにつきましては、決算が終わって大体10月頃から本町では行政改革大綱に基づきまして行政評価を行っております。これに基づいてPDCAサイクルを確立させたり、限られた財源とか人材の有効活用、公共事業イベント、補助金のあり方の見直し等、そういうことを次の予算の間にそういう行政評価をして、新年度の予算に取り組むこととしております。

それと先ほど、今後の10年間の担保とか、そういうお話でございますが、まだ現在、本人在監中でございますので、出所後に本人と接触して今後の納付とかそういったことをきちっと話合いとかして、その辺をきちっとしてやっていきたいと今、考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まずは内部からという答弁だったんですが、それも気持ち的には分からなくてもいいですけど、もう今までもそれでさんざんやってきているわけですから、やっぱり仕組みづくり、改革はもうその時を待たずに、今、町長が新しく就任されて、この1年で何をするかというところが一番大きな転換になる、つながるところなんで、そこをやっぱりもっと、とりあえず今は内部でとかいう話じゃなくて、もう間髪を入れずというのか、早い段階で仕組みづくりから改革に取り組む必要があると思いますので、もっと積極的に取り組んでいただきたいと思っております。

それと、予算の段階でこの定住対策を一番の柱にするというお話だった。これも、前町長の方針だったわけですが、結果的に定住対策、細かい話は結構ですから、総括的にどういった成果があったと受け止めておられるか。そこらを簡単に結構ですので御答弁ください。

それと、今の横領金の話なんですけど、本人との話合いで進められるというのは、非常に心もとないなと。10年間かけてということになりますが、10年後の結論は私は多分この場で見れないと思っておりますので、そうじゃなくて、やっぱり公金なんで、そこはきちっと法的に担保を取っておかないといけんのじゃないですか。本人との話合いというのは、もうそれ以前の問題なんで、

それで決着がついていないということは、やっぱり法的にきちっと保全なり執行訴訟をするなりして、判決をもって確実に回収できるような形で押さえておくという必要があるのではないのでしょうか。その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員のほうから、執行訴訟とかそういうお話がありましたが、担保とか担保物権の調査とか、いろんな私法上の債権なんで、そこまでできるかどうか。（「できる」と呼ぶ者あり）できる。まずは、協議会のほうとしてそういった担保とか訴訟とかそういうものを考えていくべきと思っておりますので、その辺はまた今後、考えていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より御質問をいただきました。椎木前町長は定住対策に力を入れておられました。そして、私も定住対策はとても大切だと考えております。

この1つの成果というのが、若者定住促進住宅であろうかと思えます。やはり、第1期募集に町内外から32世帯の応募があったということは、これはそれだけ町内に住んでみたいという方が多いということも受け取ることができるわけです。

そういったことを1つの定住の機会として注目をいただいて、そしてまた、そこで終わるのではなくてこの住宅、そしてまた定住のライフスタイルモデルをしっかりとつくって皆さんに提案をしていくということが定住対策にとっても、大切だと思いますので、この定住促進住宅は椎木前町長が非常に力を入れられた定住への大きな取組、起爆剤であったなというふうに思っております。

この定住促進住宅も引き続き、続けていくことができればというふうに私も思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後0時07分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳入について、ほかに質疑はございませんか。（「総務部長です」と呼ぶ者あり）総務部長ね、はい。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員の質疑に対する私の答弁に、もう少し補足説明をさせていただきます。

先ほど申しましたが、本人が出所後または再就職した際に納付交渉を行い、毎月の納付額を決

めて、まず納付計画書を作成いたします。その際には、私債権ですので調査権がございませんので、本人から担保物件の提供があれば担保を取るし、ない場合には財産調査の同意書を取ることとしております。もし納付がない場合には督促状を送付し、またさらに納付がない場合には支払い督促や訴訟の法的手続の検討をすることとしておりますので、御理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 歳入についてほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、成果報告書のほうの25ページに、排水施設管理事業というのがありますけど、新型コロナウイルス感染症対策としての成果というんですか、それをちょっと御説明ください。どういった新型コロナウイルス感染症対策が講じられたのか。

同じく25ページに、指定管理施設の運営経費、これも新型コロナウイルス感染症対策ということで、成果報告書の62ページにも、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金事業として公共施設への支援金が出されている。これ、どちらも施設間でかなりの金額に差があるということになっていますが、どういった算定根拠でこの交付額を決められたのか、どういった対策が講じられ、どういった使途に使われたとかいうことも含めて簡単に御説明ください。

成果報告書の62ページの地域活性化支援事業、これについては予算の——今年の予算でしたかね——でも質疑をしましたが、これは店舗を対象にした新型コロナウイルス感染症対策の支援金の交付だということだと思いますが、店舗を対象としているといいながら、看板もないようなお店というんですかね、そういう事業所に支援金が出されたり、同一住所の複数の事業者それぞれ補助金が出されたりだとかいう事例が見受けられますが、これは、決算で上がっているということは問題がなかったという、適正であったという判断なのかどうか、そこを御答弁ください。

305ページに若者定住促進住宅がありますが、これについては、先ほどもちょっと町長が定住対策の大きな成果としてあげられておりましたが、この定住促進住宅の目的にはいわゆる定住政策というのがあるんだろうと思いますが、もう1つは住宅政策としての事業ということもあると思いますが、先ほどの町長の答弁からすると、ほとんど定住対策として実施されたんだろうと思うんですが、その定住政策と住宅政策、これをどれぐらいの比率で捉えられておるのか、そこら辺を御答弁ください。

414ページに総合体育館・陸上競技場運営経費、陸上競技場樹木剪定等業務というのがありますが、これも予算で質疑をしたところですけど、このときには、指定管理の協定には含まれていない部分をこの業務で実施するという御答弁だったと思いますが、実際にその発注の設計書を

見ると指定管理の部分も明らかに含まれていると、これはもう、ちょっと答弁と異なる成果になっているんじゃないかと思いますが、その辺について御説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんからの御質問でございますが、まず、1点目、排水施設管理事業の成果についてということでございます。

まず、これが新型コロナウイルス感染症対策たる何なのかという御質問の意図だと思っておりますが、これを実施する目的といいますのが、災害予兆時の避難場所の確保ということを目的としております。といいますのは、新型コロナウイルス感染症がまん延している中、避難所においてもソーシャルディスタンスを取らなければならない、ということはより多くの避難場所を確保しなきゃならないと。それで今、実際にこれを設置しましたのは土居の排水機場なんですけど、その周りにも避難所として指定されている場所が数か所ございます。今までよりもさらに避難所の確保というのが重要になってきますので、万が一、停電なり、災害時の避難時に停電などがあった場合には、浸水等で避難所が使えなくなる危険を避けるために設置をしたところでございます。

実際には、設置後、停電などの非常事態や、警戒レベル3及び4の避難指示といいますか、が出ておりませんのでまだ稼働はしておりませんが、万が一のための新型コロナウイルス感染症対策の1つとしての設置であります。

それから、2点目の竜崎温泉やながうら、サン・スポーツランドの各施設の管理運営経費の成果についてということでございますが、まず1点目は、各施設における感染の拡大防止のために温泉施設の各施設を消毒等をしております。これが、まず1点目でございます、ろ過循環設備消毒洗浄や館内の消毒をしております。

それから、もう1点、同じ公共施設管理維持体制強化事業の成果についてということでございますが、まず、その支援額の算出根拠につきましては、まず、必要経費から収入を引きまして、それからさらに期間の指定管理料を引いたものを支援額というふうに決めました。これは9月の補正時に、補正で御承認をいただいて実施したものであります。

もう1点が、町民の福祉のために、まん延中であっても開館をしていただくという立場から、3月の補正時に計上して支援をさせていただいております。これについては、必要経費から収入を引き、指定管理料を引いて、さらに9月の補正時の補助金を引いたものの10分の7ということで支援額を算定しております。

ちなみに、この合計で5,240万円の支援を行った後も、300万円から1,000万円を超える赤字にはなっておりますが、撤退ということには至ってないので、ある程度の効果はあったのではないかというふうに考えております。

それから、地域活性化支援事業についてですが、資料でいいますナンバー43、44につきましては、既に、1次感染時の感染者数の減少傾向があったときに、アフターコロナを見込んで誘客を目的とした事業でありまして、テレビCMの発信、それからアウトドアメーカーとの地域包括協定を結んで知名度アップによる訪客を図った事業であります。

これについての効果は、非常に効果の判定は難しいとは思いますが、御参考までに、例えばキャンプ場、片添、逗子であれば、この放送する前の、前期においては、対前年マイナス7,470人だったものが、後期には、プラス4,034人になっております。こういった形での数字は出ておりますが、すべてこれによる効果とは言い切れないとは思いますが、一助になったのではないかというふうに思っております。

それから、地域活性化支援事業の成果のもう1つ、45番になります。

中身については、今、田中議員さんからお話のあった、新生活様式導入補助金というものでございまして、実績としては157件、5,987万450円を交付しております。

田中議員さんの、今回に限らず度々御指摘のあった、看板も出していない店、それから同一住所に2店舗あってそれぞれに出している。この2点につきましては、看板を出す出さないではなく、営業がされているという判断で交付を決定したところです。それから、同一住所に2店舗あっても、要綱等では経営者ごとになっておりますので、仮に、例えば同じ土地を借りて2の方が店舗を開いていらっしゃる場合、住所は同じですが、これ、もし経営者が同じであればそれは対象とはなりません、問題ないということで交付を決定した次第であります。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員さんの御質問にお答えいたします。

令和2年度までの指定管理者が管理する樹木の範囲、樹木剪定伐採等の範囲ですが、これにつきましては、総合体育館の玄関付近及び体育館から陸上競技場の国道に面している駐車場等の部分、それと陸上競技場のメインスタンド側、芝生席付近の樹木、これが対象でございました。

なお、除草作業、草刈りでございますが、これについての範囲については、今申しました総合体育館、それから陸上競技場内のスタンド、それから国道に面している駐車場のほかに、陸上競技場の北側、海側ですね、それと西側ヘリポート付近の周りが除草作業については含まれておりました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 明新住宅が若者定住か、それとも公営住宅かという、比率ということでしたが、これは質の高い住宅ということと、それから立地条件、それからターゲットも明確化してるということで、これはもう定住促進を目的とした住宅と思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の公共施設管理維持体制強化事業について再度お聞きしますが、御答弁で、大きな赤字を出してるけど、撤退まではしていないから効果があったという御答弁がありましたのでお聞きしますが、要するに赤字、まあ、必要経費から収入額と指定管理料を引いて算出したものが、一応、赤字を撤退するまでには至らないほどの赤字を軽減することに役に立っているから効果があったという意味なんでしょうけど、これは赤字補てんというかですね、結局、事業者の損失を少なくするためのいわゆる赤字補てんということであれば、そもそもこの新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金の目的にはかなわないのではないかなと。

ここへ、臨時交付金の国がつくったQ&Aというのがあるんですが、直接的な損失補償については交付対象外であるとはっきり書いてあります。これが書いてある以上、いわゆる赤字を補てんするための交付金だとすると、これは当然認められない支援金になるのではないかなと。その辺について、何をもってこの支援金が認められるのかという、御答弁があればお聞きしたいと思います。

それから、活性化支援事業のほうなんですけど、実際の営業形態で判断してとかいうのは、まあ、それは町の基準でいいんでしょうけど、それでは、そういった基準は町が設けてるから、クリアできたから支給には問題ないという御答弁だったんですが、それでは、その同一住所地に別々の事業者ならいいということなんですけど、例えば同一住所にA社、B社があつて、それにそれぞれ補助金を出して、A社の新型コロナウイルス感染症対策をB社が実施して、それにB社に対しても補助金を出してるということは、B社にとっては補助金と、A社の補助金事業を実施するための利益もその補助金から得ていると。まあ、いわゆる一般の会社でいやあ、利益相反的な行為になってると思うんですが、この辺も、じゃあ問題がないという御判断でよろしいのか、御答弁ください。

それから、若者定住住宅については定住政策が主体であるということで、まあ、それはそうなのでしょう。であれば、この4戸の住宅で、事業費が多分2億円近くかかっていると思います。この4戸の住宅を整備することで何人の定住促進が図られているのか。それに対して、これは所管が違うと思うんですが、ソフト事業の、政策企画課が実施しているソフト事業の定住政策、これについては、成果報告書のほうでは令和2年度で19人の移住の成果があったということになってます。この政策企画課の定住政策にどれだけの予算が使われたのか、ちょっと御答弁をいただきたいと思います。

あと、陸上競技場については、要は指定管理と、この業務は実施場所は重複していないという御説明でいいんだと思うんですが、決算審議の観点からいえば、この実施された契約が、333万

円の剪定業務、こちらのほうがちょっと疑問なんです、これを1社随意契約で実施されております。これ、何で入札にしなかったのか、その辺をちょっと、資料をいただいていますんで御説明というか、それによると陸上競技場の外側及び周辺敷地内には多くの樹木が植えられているが、10年近く樹木等の手入れがされておらず、枯れかかっている樹木等の枝が人の往来のある通路に落下していると。また、樹木本体が倒れる危険性も増大していることから、伐採するなど早急に対応する必要があるということで、ちょっとこの辺が、なぜこれで随意契約になるのかなというのが理解できないんですが、ちょっとその辺を、何か合理的な理由があれば補足していただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） まず、1点目の、施設に対しての赤字補てんは、新型コロナウイルス感染症対策臨時交付金では駄目だということの御指摘であろうと思います。

先ほどの私の答弁の言い方が、結果論としてですね、赤字解消にはなっていないという意味でお伝えしたのが、ちょっと誤解を生んだのかもしれませんが、赤字補てんは駄目ですが、支援はできる、いわゆるその施設を維持していただくために支援をしたということで御理解をいただければと思います。

それから、もう1つ、新生活様式導入補助金の御指摘の部分についてです。

同じ土地にA社B社が、今あったという仮定で御質問いただきましたけども、A社で受けた補助金をB社が使ったというのはもちろん問題です。田中議員さんの御指摘はそういう意味ではないと思うんですけども、A社、B社の取引があるということに関して、A社とB社両方に支援をすることはどうかという御質問ではないかと思うんですけども、いわゆる、先ほど言いましたように、経営者が別であればそういう取引がある業者さんでも問題はないという認識で交付を決定しております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員さんからの御質問にお答えいたします。

まず、随意契約での業務ということでございますが、これにつきましては、今、説明が田中議員さんからもございましたが、剪定及び伐採を施した競技場の西側それから北側、このエリアには多くの高木があるとともに、長年剪定等の管理がされてなかったことにより、強風時にはワシントンヤシとか、そういうふうな1メートルくらいの大きな枯れ葉が落下をしていることがございました。

このような事情から、陸上競技場周辺を利用される方々に悪い影響を及ぼさないよう早急に対応したいという判断から、緊急的な案件として対応させていただいたものです。

それから、1社での見積りについてということでございますが、本町財務規則では、なるべく

2人以上から見積書を徴取する旨の規定がございます。このたびは、仰せのとおり1社からの徴取でございました。このことにつきましては陸上競技場、もう随分前ですが、建設時に、この周辺樹木を植えて、その後維持管理をされてたということもありまして、樹木の種類や状況等を十分把握しているということの判断から、1社での契約ということに至りました。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後1時26分休憩

.....
午後1時27分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの、政策企画課の定住対策事業の決算額につきまして、394万7,972円となっております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 公共施設管理維持体制強化事業の御答弁で、赤字補てんはできないけど支援はできると、ちょっと意味がよく分からないんですが、支援、同じことだと思うんですがね。

支援はできるけど、このQ&Aによるとですね、一律に支給する支援ならいいですよということとは確かに書いてありますが、これはさっき、最初に言うたように、支援金に大きな差があります。要するに支援というのは、例えば明確な基準なり根拠をもって、持続化給付金とか、そういう事業者への支援とか、まあ、いろいろやられています。それはやっぱり定額とか何%とか、そういうことになるんだろうと思います。

そういった支援なら理解できるんですけど、この公共施設管理維持体制強化事業については、施設によって大きなばらつきがあるということは、結局、その収支の差額というんですかね、要するに赤字に対して増減、規模が決まってるということじゃないかと思うんですよ。だとすればそれは赤字補てんになるんじゃないんですかね。ちょっとその辺を、もう1回分かりやすく御説明ください。

それと、地域活性化支援事業の、これちょっと言葉では説明が分かりにくかったんかと思いますが、同じ住所で、確かに経営者は違います、でも、同じ住所地で別々の事業者がいると。まあ、それは形態は分かりませんよ、同じ建物でやってるんか、別の建物でやってるんか分からないけど、その同じ、恐らく同じ住所ですから関連のある会社ですよ、事業者ですよ。それがA社にもB社にもそれぞれ50万円、例えばですよ、実績は違いますけど50万円ずつ補助金を出して、

A社の新型コロナウイルス感染症対策事業をB社が50万円かけてやっているということは、B社が、そのA社の新型コロナウイルス感染症対策事業を実施することで得られる利益を、例えば50%なら50%をB社の利益にしてると。結局、補助金を出しながら、B社はその分だけ利得を得てるということで、それは適切なんですかと。

補助金を使って、全てその新型コロナウイルス感染症対策の事業にしたうえに、プラスアルファ、その利益まで得てるということは一般的な会社でいえば利益相反に当たるんじゃないんですかということをお願いしているんで、ちょっと先ほどの答弁とは、ちょっとその辺と、ちょっとずれてるんじゃないかなと思うんで、もう1回分かりやすく、問題がないならなぜそこが問題がないのかということ、こういう基準があるから、例えば、よく分かりませんが、そういった基準があるんですよということであれば、そういった合理的な説明をお願いしたいと思います。

それと、若者定住促進住宅については、政策企画課のソフト事業で、400万円で19人の成果が出ている。同じ定住政策でありながら、この若者定住促進住宅については、2億円近い予算をかけて4戸、4人入っても16人。

政策企画課のソフト事業は、これが毎年、19人かどうか分かりませんが、もっと増えていく可能性もある。それで、若者定住住宅については、これが恐らく10年以上このままですよ。出入りはあるかもしれませんが、基本的には20年ぐらいはそれが続くと、新しい成果は見込めないということで、それを、だから同じ予算をかけて、同じ定住政策として実施するのに、一方では400万円で19人の成果、一方では2億円かけて十数名の成果、これはどう考えてもバランスが悪過ぎると。

そこを定住政策全体としてどう考えるのかというところが、町の取るべき政策であって、その辺を、根本的に定住政策、今は分かりませんが、この2年度の予算を立てるときには一番の重要政策だと言われていたわけですから、それでありながらその本気度というんですかね、合理性というんですかね、そこが全然この成果として見えてこない、まあ、成果がないというわけではないんですけど。

そこらをどういうふうに考えているのか、定住政策を今後どういうふうに進めていこうとされているのか、その辺をちょっと御答弁をいただきたいと思います。

もう1件は、陸上競技場ですけど、答弁の意味が分からないんですが、この随意契約で、何か、その1社でやったということは、1社随意契約でしたということは、要するに私が言いたいのは、333万円の予算が、もっと、入札にすれば削減できたはずだろうと、それを1社随意契約でやってるから、まあそこが効率性を欠くのではないかと指摘しているんですが、そもそも、その随意契約した理由が地方自治法の施行令の167条の2の第1項第5号というところに緊急性を理由として随意契約されていると。この緊急性というのは、要するに、今忙しいからで

きんよということじゃなくて、例えば災害対応等ですぐやらなきゃ効果がない、意味がないと、やらなきゃいけないという場合に適用するもので、こういった一般の契約には適用できないものなんですよね。それはね、一般常識というか、町のガイドラインにもそれはきちっと明確に謳ってあることなんで、それをそもそも適用しているというのは、この333万円の予算が、ある程度、ある意味幾らかは、何%かは無駄に使われているんじゃないかということを描しているわけで、それがですね、今まで管理してた業者だからとかね、そういう理由であってはならないと思います。

それと、ここにもその資料にも書いてますが、町の決裁文書にも書いてある随意契約理由には、10年近く樹木等の手入れがされていなかったから、それだから緊急にすぐやらなきゃいけないんだみたいな書き方をされているんですが、そもそも、この10年も放っとくというのが大体怠慢な話ですね、それは緊急性がどうこうという問題じゃないと思います。

要するに私が言いたいのは、1社で随意契約したことをどうやって今の時点で正当化しますかと、できますかということをお聞きしているんで、その辺について御答弁をお願いいたします。5号は、町のその決裁文書で書いてるから、まあ、これに従わなきゃいけないんでしょうけど、それもふまえてですね、5号の適用が正しかったのかどうかということは、それは別に置いて、この333万円の随意契約が正しかったということを合理的に御説明いただきたいと思います。

今までやっていた業者だからと、何か言われましたけど、そういうことも理由にはならないし、ほかに業者がないということも、現実にこの町内だけでも6業者、指名業者、同規模の造園業者さんはいらっしゃいますので、少なくとも予定価格、333万円の予定価格を取る段階で、2社以上の見積りは取れたはずで、その時点である程度この333万円というのが削減できたはずだというのが私の言いたいことなんで、その辺をふまえて、もう1回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの御質問、いわゆる支援であれば一律ではないかという御趣旨だと思います。金額的にもですね。

ただ、私どもが考えましたのは、それぞれ施設の規模も違う、まあ、個人の商店においてもそうなんですけども、それに一律に金額を支給するのはどうかというところも考えました。先ほど申し上げました計算式、簡単な計算式ですが、それを一律に設けて、それからはじいた金額で支援をしようというふうに考えて、支援を行った次第です。

それから、新生活様式導入補助金につきまして、確かに他の市町にも同様な支援はございます。市町によっては3等身、4等身以内は駄目よとか、いろいろな細かく、厳しくといたしますか、が

あるところもあるようです。ただ、うちどもは、そこも検討はしましたけれども、現状、そういう要綱は定めておりません。

先ほどの御指摘の、同一の住所地に2店舗あって、その新型コロナウイルス感染症対策費を片方の会社に発注をしているということが問題ではないかということだと思います。もし仮に、これが違う住所地であれば問題ないのかという話にもなりますけれども、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための事業でありますので、その新型コロナウイルス感染症対策のものを導入する業者も、やはり対象の業者でありまして、現状の周防大島町の補助要綱には抵触してないというふうに判断しております。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 田中議員さんから再度の御質問ですが、今言われるように、一般的には地方自治法施行令の167条の2第1項第5号の緊急案件を適用しての随意契約は、災害時の緊急対応や、それから電気、機械設備の故障対応などでございますが、しかしながら今回の案件は大きな枯れ葉の落下や、それから枯れ木の倒木による人的な悪影響ということも十分予想されましたので、急いで行ったほうがよいとの判断で、このような対応とさせていただきます。

しかしながら、今後の契約につきましては関係セクションと十分協議をし、より注意を払いながら事務の執行をしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 濱中生活衛生課長。

○生活衛生課長（濱中 靖夫君） 田中議員さんの若者定住促進住宅についての質問にお答えをいたします。

先ほど、このたび2億円の予算を投じて、うちのほうでいくと住宅については僅かですが、4戸の建築をしたところですが、片や政策企画課のほうでは19人、人を呼び寄せるのに400万円経費を使ってるということで、それを比較すると政策に要する経費の差がかなりあるように思われますが、政策自体の性質が違うように思っております。

定住住宅におきましては、まだ効果というのは、ちょっとまだ検証の途中なんですけど、高齢化率約55%と高齢化の進む本町において、少数ではございますが若者が入るということで、間違いなく地域の活性化につながっていると確信をしております。

なお、1期目の若者定住促進住宅の入居は令和2年1月からですので、まだ2年弱が経過したばかりのところでございますので、これから効果の検証を行っていきたいと考えているところでございますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに歳出について、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 私のほうからは、大きく2点質問をさせていただこうと思います。

先ほど町長のほうから、今後の課題として令和2年度の事業の検証を行い、今後どのような事業が必要か、どんな運営が必要か協議が必要であると、そういったお話をいただきました。その中で、内部でまずは評価を行い、検討するという事なんですけれども、そもそもその事業の考え方のところについてお伺いしたいことが成果報告書を拝見しておりますので浮かんでまいりました。

まず、1点目ですが、70ページに掲載されております行政一般経費について、定員管理業務というところについて考え方を少しお伺いしたいところがございます。

(1)の定員管理業務のところ、人口1,000人当たり職員数を県内市町平均と比較すると約4人多い状態が続いているため、継続した定数管理が必要ということが書かれておりますが、県内の市町という、大きな市もあればうちの町よりもすごく小さい町もございまして。そういった人口規模や面積規模が全く違う県内自治体の職員数で、うちの町の適正な職員数を考えるというのが適しているのかどうか、比較するならば、例えば全国の、うちの町と同規模の自治体で、さらにいえば効率的な行政運営をしているところを比較の対象にして適正な人員を考えるというのが本筋ではないかと思うのですが、その点について、どのぐらいの職員数が適正かと、どういう考え方に基づいて管理をされているかということが1点の質問事項です。

もう1点は、143ページと145ページにわたるところなんですけれども、こちらは子育て家庭などの支援についての部分ですが、143ページの(6)に、母子・父子自立支援相談事業というものがございまして。この中で、ひとり親家庭などの福祉に関して実情を把握して、必要な指導や相談を行なったというものになっております。

この中で、まず私が疑問に思ったのが、母子家庭の相談件数と父子家庭の相談件数を分けて取扱いをされているということが、例えば、もう相談を受ける相談員が違うのか、事業自体が違うのか、ただこれまでの慣例に基づいて、お母さんからの相談、お父さんからの相談というのを分けて扱っているだけなのか、その辺りが少し気になりました。ほかの項目はひとり親という表記になっているのに、この部分があえて分けてある理由などがあれば教えていただきたいと思っております。

また、同様に145ページの上の、(11)団体育成支援という中に、①母親クラブ活動への支援ということが記載されております。身近な地域で児童を持つ母親が中心となり、親子や世代間交流、文化活動や云々とあるんですけれども、なぜここが母親というものに限られて記載されているのか、ここに父親が関与する余地がないのか、保護者クラブというような形で、いろいろな役割を、今、父親も母親も担っている時代だと思っておりますので、そういった取組を広げるという観点からも、そういったような考え方はないのかどうか、その大きく2点についてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 今、白鳥議員さんから、行政一般経費の職員の定員の管理についての御質問をいただきました。

白鳥議員さんから、人口1,000人当たりの県内市町の平均をすると4人多いということで、当然、その地域の置かれている状況によって、それぞれ、まちまちであろうということでもよろしいですかね。これはあくまで、ここに載せておるのが、県内の平均という大きな意味合いで4人多いと載せております。

実は、令和3年3月に行政改革推進計画というのを策定をしております。その中に定員の適正化についての項目を載せさせていただいておりますけど、そういった適正化の計画については、本町と、置かれているような同様の全国の市町を参考にしながらそういった計画をしておりますので、今回、ここに載せております4人多いというのは、あくまで県内の状況と比較したというだけでございます。その辺は、全国の町と、本町と類似の団体を比較したものも盛り込んでおります。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 白鳥議員さんのほうから、母子であるとか母親クラブであるとかですね、そういった用語の使い方について、また区分けについて、昨今の時代であれば少し適正に欠くのではないかと、こういう御指摘であろうというふうに思っております。

まず、母子自立支援員制度というのが、実は、最初の143ページのほうの話になりますけれども、福祉事務所を設置をした段階で、これは必須として、当時、母子自立支援員という形で置くという形になっておりました。その後、ここ3年ぐらいでしょうか、父子を加えるという形になっておまして、あえて母子と父子での相談件数を分けて記載をしたというふうに聞いております。

今後は、おっしゃるとおり、そこはあえて区分けをする必要はないと私もそのように考えておりますので、今後の成果報告につきましては、合わせた形での成果を報告をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

それから母親クラブ、これがまあ、母親というのがいかななものかと、こういう議論はあるんですけども、町内の組織に対して出している助成金でございまして、これはですね、大変申し訳ないんですが、現段階では母親クラブという形で活動をされていらっしゃると思いますので、そこにお父さんが加わることがいけないということではないとは思っておりますけれども、現段階で活動されているのは母親クラブという組織であるということ御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 御回答ありがとうございました。

まず、1点目の定数管理のところについての御回答をいただいたんですけども、せっかく令和3年3月という直近に、そういった推進計画を策定されて、全国と比較して本町のあるべき姿というものを描いていらっしゃるのであれば、こういった成果報告書にもですね、近隣市町と、とりあえず県内と比較してみたというのではなく、目指すところにどのぐらい近づいているのか、また近づいていないのかというものが、成果報告として私どもにも分かるように今後の指標の選び方というものを考えていただいたほうがいいのではないかというふうに思いました。

また、母子・父子家庭については、今後また、そういったように適正に考えていただけるということで、ありがとうございます。

母親クラブにつきましても、まあ、町のほうがつくった団体ではなくて、住民の中に自発的にできたクラブがそういった名前というだけで、別に活動を制限するものではないということで、また今後いろいろな動きがあるのではないかなというふうに期待しております。

ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、認定第2号令和2年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号令和2年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号令和2年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第5号令和2年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第6号令和2年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号令和2年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） ちょっと1点だけお尋ねをいたしますが、窓口業務が委託になっているということですけど、これですら、具体的にどういう窓口業務を委託することで、具体的にどのような成果が出たのか。単年度で評価はできないかもしれませんが、現時点でどういった成果があって、今後どういった成果が見込まれるのか、その辺を具体的に、ちょっと御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 先ほどの御質問ですが、窓口業務を令和元年度から委託しておりますけれども、窓口業務の外部委託によりまして、令和元年度の職員13名から、令和2年度は2名減の11名で業務を行っております。職員数の削減をすることができたと思っております。

また、窓口の共有化による業務の合理化、それから柳井市との共同委託による業務委託の軽減、それから民間指定による水道業務の効率化とサービスの向上があったと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに、田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） すいません。2人減で、じゃあ、人件費がどれだけ減って、委託料がどれだけ増えてとか、そういった決算的な数字のところを御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 藤本水道課長。

○水道課長（藤本倫夫君） ただいまの御質問であります。具体的な人件費の部分、ちょっと、令和元年度と令和2年度を単純に比べますと、2名減ではございますが、実は、育休で1名、実際には給与が出てなかったりとか、それからこのほかの人事異動の関係で、ちょっと、平均年齢が2歳以上上がったことでもありますとか、残ったメンバーのベースアップ等もございまして、単純に令和元年度と令和2年度を比べましたら200万円弱しか実際には人件費の部分はないんですが、もう1年前と考えまして……ごめんなさい、その減った職員だけの給与、負担金とか共済金とか、そういうのも含めた支出額は約1,400万円、1,300万円から1,400万円、1,365万幾らなんですけど、1,300万円以上が単純には削減になったと考えております。

委託料は3,214万2,000円ですが、実はこの水道事業へ、例えば簡易水道であり

ますとか、下水道、それから農業集落排水とか、各事業からその事務負担金等を約500万円ずついただいておりますので、単純に水道事業だけで申し上げますと160万円、170万円ぐらいの効果しか出ておりませんが、総合的にはですね、他会計も含めると、約、令和2年度におきましては、500万円、530万円程度効果があったのではないかと、プラス、プラスというかですね、削減ができておると考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第8号令和2年度周防大島町下水道事業特別会計利益の処分及び決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） まず、成果報告書の18ページに、橘医院病床の再開の検討についてというのがありますが、これについてどのような状況なのか、現状なり今後の方向性なりをちょっと教えてください。

決算書の31ページに、職員数がありますが、例えば基準というのが、基準職員数とか、配置しなければならぬ職員数というのがあろうと思うんですが、それに対して、それは全部クリアしているということか。例えば、やすらぎ苑とかは介護医療院になってるわけなんですけど、8名の増ということなんですけど、これでもう、その必要な基準の職員数というのはクリアできているのかどうか、その辺、全部クリアしていれば、それはそれでそういう御答弁で結構ですので、個々の説明は要りませんので。

もう1つは、経営改革、病院が再編で経営改革に取り組んでおられると思うんですが、その辺りの成果がこの決算書にどういうふうか、まあ、これも端的な、総括的な話で結構なんですけど、どういうふうに出ているのか、数字でも結構ですし、御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 橘医院につきましては、夜勤可能な看護師を充足することができなくなったことにより、御存じのように令和3年2月より入院受入れを休止せざるを得なくなりました。まだ再開できておらず、地域住民の皆様には大変御不便をおかけすることになり、申し訳なく思っております。

4月には看護師8名を採用し、現在、2病院において看護業務の経験を重ねているところです。しかしながら東和病院においては、新型コロナウイルス感染症の入院協力医療機関であることから、教育に少し時間がかかっています。また、病院事業局の病院、介護施設に従事している看護職員のうち、39名が育児休暇や病気休暇取得等により夜勤ができない状況にあり、橘医院への人員配置は困難な状況です。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、東和病院の病床利用率が50.5%、半分しか入院患者が入っていません。大島病院が79.8%、やすらぎ苑が80.0%、さざなみ苑が70.0%と各施設に空きがある状況でありますので、再開については、この方面からも検討中です。というのが、橘に開いて、そちらに患者がある程度行ったとしても、そうしますと東和病院と大島病院の患者がさらに少なくなるという状況が考えられます。

もう1点、職員数については、あと総務部長のほうから、また詳しくありますが、経営改革の成果についてですが、令和元年12月に作成しました周防大島町病院事業局再編計画に基づき、令和2年度においては1、橘病院の有床診療所への転換、2、東和病院の病床数を削減、3、がん検診事業の廃止、4、病院事業局総務部業務課の廃止を実行いたしました。

がん検診事業の廃止と病院事業局総務部業務課の廃止につきましては、年度末での廃止のため成果は令和3年度以降になると考えております。

令和2年度は、予期せぬ新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療施設や介護施設を継続して運営していることは医療従事者、介護従事者にとって大変な苦勞がありました。その中でクラスターの発生など感染者を出さず、医療等を提供し続けていくことができました。そういった厳しいコロナ禍の環境下で、再編計画どおりに診療収入は確保することができず、医療施設の患者数や介護施設の利用者数は大きく減少し、医療収益は悪化いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症関係の補助金等の収入があった影響が大きいんですが、費用においてもジェネリック医薬品の推進による材料費の削減などに取り組み、平成18年度から続いていた赤字が15年ぶりに黒字となったことは成果だと思っております。交付金に頼ったところは多いんですが、一応現実的には、私も管理者になって初めて、この黒字が出たということになっております。

また、重点支援区域に選定された東和病院の15床の病床削減、橘病院の有床診療所への転換に伴う17床の病床削減をしたことにより、令和2年度において、病床削減に対する地域医療構想を促進するための病床削減支援給付金が支給されたことも成果だと思っております。あわせて、東和病院の病床転換により、予定より1年前倒して地域包括ケア病床の病床数を増やし、また入院基本料の類上げを行い、再編計画より入院診療単価を増加することができたことも成果だと思っております。

まだ、新型コロナウイルス感染症は収束しておりませんが、引き続き経営改善に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 田中議員さんの御質問でございますが、人員基準は充足しております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 橘医院の病床の件なんですけど、ちょっと理由が変わってますよね。今までは、要するに看護師の休暇により夜勤の看護師が確保できないから、やむを得ず休止しますということと受け止めておりますが、今の御答弁によると、再開したら再開したで、今度はほかの病院の病床に影響を与えるかもしれないからということ、これは要するにあれですか、再開するつもりはないということよろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 今言いましたように、今、休床の形になってはいますが、再開をしたいと考えております。

というのも、1回やめましたら、もう再開することはほとんど不可能です。ですからできれば休床の感じで、議員さんの言われる条例違反というか、条例にはありませんけれども、休床の形で、ある程度いきたいんで、再開したいというのはそれで、まあ、大きな原因、やめた原因は、議員さんの言われるように夜勤の看護師さんが足らなくなって、よそからも回すことができなくなって休床にしました。

さて、いざ再開するとなると、看護師さんはもう無理してでも雇えということであれば、探しても、まあ、難しい状況ではありますが、しかしそれにふまえて考えられなかったのは、東和病院が50床、稼働率50%を切るとは考えもしなかったんです。というのが、令和元年の12月には102人の入院患者さんがいたんですが、それが現状では50人を切る状況に落ちています。これは、大きな影響が新型コロナウイルス感染症の影響だと思っておりますが、この新型コロナウイルス感染症が収束した後、にどれだけ戻るかというのが予想がつかないというのもあって、その上に橘医院を再開すると、さらにそこから入院患者さんが減りますと、なかなか東和病院自身も難しくなってきます。

大島病院は、今橘医院の入院患者さんが、ある程度入院が必要な入院患者さんは大島病院のほうに主に回っています。というのは、御存じのように東和病院は新型コロナウイルス感染症患者を受け入れるということになっていきますので、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたときには、やはりそこに8人、夜勤ができる看護師が9人、まあ最低でも8人から9人の看護師さんが必要になっていきますので、やはり東和病院のほうにも、逆にあまり負担をかけられないんで、

大島病院のほうに入院患者がちょっと回っている状況ですが、その大島病院でも8割、稼働率が8割ですので、やはり全体から見ると少ないということで、今言いました再開のめどのひとつ、やはり入院の稼働率を考えざるを得ないという状況です。

本当に、私としても再開したいのはやまやまなんです。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの9議案を本日配付しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号令和2年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号令和2年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの9議案を本日配付いたしております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩します。

午後2時14分休憩

.....

午後2時29分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第20、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第7号））についてを議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第7号））について、補足説明をいたします。

去る8月19日に山口県選挙管理委員会から、参議院議員の辞職に伴う参議院山口県選挙区選出議員補欠選挙について10月7日告示、10月24日投票により執行する旨の通知があり、直ちに選挙に要する経費を予算化する必要が生じました。

しかしながら、議会を招集する時間的余裕がございましたことから、議案書3ページの

とおり8月19日に地方自治法第179条第1項による専決処分を行いましたので、同条第3項に基づき、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

5ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に2,384万7,000円を追加し、予算の総額を134億8,232万8,000円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、15款県支出金3項県委託金1目総務費県委託金に、参議院議員補欠選挙委託金2,384万7,000円を新規に計上いたしております。

歳出につきましては、14ページをお願いいたします。

2款総務費4項選挙費に新たに4目参議院議員補欠選挙費を設け、報酬をはじめ選挙に要する経費について歳入と同額の2,384万7,000円を新規に計上いたしております。

以上が、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第7号））についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御承認賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

議案第1号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第7号））について、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は承認することに決定しました。

日程第21. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第21、議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に4億41万8,000円を追加し、予算の総額を138億8,274万6,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行おうとするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

11ページをお願いいたします。

歳入の9款地方特例交付金1項地方特例交付金1目地方特例交付金は、交付額の決定により減収補てん特例交付金を10万8,000円増額するものでございます。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税は、普通交付税の交付額が69億2,691万8,000円と決定されましたことから、5億5,791万8,000円を追加計上するものでございます。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金は、障害福祉費負担金の過年度精算金245万2,000円の計上でございます。

2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金の予防接種費用追加交付分679万5,000円の計上でございます。

12ページをお願いいたします。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカード交付管理システム導入に係る個人番号カード交付事務費補助金142万円と戸籍システム副本全件送信業務に係る社会保障・税番号制度システム整備費補助金26万4,000円の計上でございます。

3目衛生費国庫補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金の集団接種に係る追加交付分260万4,000円の計上でございます。

5目土木費国庫補助金は、道路メンテナンス事業の内示に伴う活力創出基盤整備交付金45万7,000円の減額でございます。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金は、機構集積支援事業における会計年度任用職員経費の減額に伴う農業委員会補助金153万4,000円の減額でございます。

17款寄附金1項寄附金2目教育費寄附金は、町立図書館の図書購入経費に役立ててほしいと3万円の御寄附をいただきましたことを受け3万円を計上いたしております。

13ページをお願いいたします。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、財政調整基金の取崩しを3億

8,323万4,000円減額し、財源調整を行うものであります。

19款繰越金1項繰越金1目繰越金は、令和2年度からの繰越金が2億4,145万2,000円でありましたので、2億3,145万2,000円を追加計上するものでございます。

20款諸収入4項雑入2目雑入につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金に係る過年度精算分6,472万7,000円と山口県市町村振興協会からの地域づくり推進事業への助成金200万円の計上であります。

また、21款町債1項町債3目過疎対策事業債は、漁港施設整備事業の増額分を計上し、5目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う減額、6目合併事業債は、道路改良事業の増額に伴う財源調整であります。

次に歳出でございます。

15ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、行政手続における書面規制等見直しに係る業務委託料176万円を計上いたしております。

5目財産管理費は、地方財政法第7条第1項に基づく財政調整基金への積立金1億2,100万円を計上いたしております。

6目企画費は、定住対策に使用のお試し暮らし住宅を新たに三蒲地区へ整備し、その管理に必要な経費25万7,000円の計上でございます。

7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、久賀・大島・東和・橘の各支所経費に工事請負費及び小規模施設整備事業補助金を追加計上いたしております。

16ページ、9目地域振興費は、総務省の新たな取組であります地域おこし協力隊インターン制度活用による地域協力隊受入れ経費とリース車両返還等に係る修繕費を計上いたしております。

3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費は、マイナンバーカード交付管理システム導入に係る委託料142万1,000円の計上でございます。

17ページをお願いいたします。

3款民生費1項社会福祉費の2目障害福祉費、5目介護保険対策費につきましては、それぞれ国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

また、3項生活保護費1目生活保護総務費につきましても、国・県補助金の前年度精算による償還金の計上でございます。

18ページをお願いいたします。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費は、新型コロナウイルスワクチン集団接種における時間

外勤務手当や予防接種費用の時間外加算及び休日加算の追加経費として939万9,000円の計上でございます。

5款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費では、機構集積支援事業における会計年度任用職員の募集条件をフルタイムからパートタイムへ変更することに伴う減額でございます。

19ページをお願いいたします。

5目農地費は、既設農道の維持補修に対応するため工事請負費233万2,000円の計上でございます。

7目農村環境改善センター費は、蒲野センターの雨漏りによる健康管理室クロス張り替えの修繕費11万8,000円の計上でございます。

2項林業費1目林業総務費は、8月補正に続くサルスの侵入対策として侵入経路確認のため、大島大橋の大島側に監視用カメラ2台を設置する経費並びに監視カメラ作動中を周知するための看板設置経費として133万8,000円の計上でございます。

3項水産業費2目水産業振興費は、漁協所有施設であります浮島漁協樽見地区の浮棧橋連絡橋補修工事及び油宇船舶給油設備補修工事に対する漁業経営構造改善事業補助金としまして217万8,000円の追加計上でございます。

20ページをお願いいたします。

3目漁港管理費は、三蒲漁港海岸高潮対策調査設計業務、浮島漁港船揚場改修工事費及び三蒲・出井地区の護岸補修工事費として1,387万4,000円を計上いたしております。

6款商工費1項商工費2目商工業振興費につきまして、離島交通対策経費は、行政連絡船かさの受動シリンダー取替と小松港棧橋チェーン交換に要する修繕費70万円の計上でございます。

陸奥記念館等管理運営経費は、なぎさ水族館裏山のがけ対策工事費93万5,000円の計上でございます。

地域経済活性化支援事業（新型コロナウイルス対策）は、新生活様式導入補助金をより多くの店舗等で導入いただくため1,000万円追加計上いたしております。

3目観光費は、帯石公衆便所の便槽への雨水流入防止対策修繕費41万円の計上でございます。

21ページをお願いいたします。

7款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、道路用地など3か所の分筆業務と小松開作地区道路用地購入費として228万8,000円の計上でございます。

2目道路新設改良費は、財源内訳の調整でございます。

6項住宅費1目住宅管理費は、公営住宅のシロアリ被害の修繕のほか今後見込まれる修繕経費1,100万円の計上でございます。

8款消防費1項消防費3目消防施設費は、沖家室地区、土居地区の消火栓漏水修繕費100万

円の計上でございます。

22ページをお願いいたします。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、学校跡地施設利用検討委員会開催に係る委員旅費の計上でございます。

4項社会教育費3目図書館費は、御寄附いただきました社会教育費寄附金を活用いたしまして図書購入費を計上いたしております。

5目社会教育施設費につきましては、東和総合センター玄関上部の雨漏り修繕費25万3,000円、宮本常一記念館管理運営経費では、学芸員採用見込みによる会計年度任用職員の給料等153万2,000円の計上でございます。

23ページをお願いいたします。

5項保健体育費3目学校給食費は、久賀地区学校給食センターの浄化槽関係の修繕費28万5,000円の計上でございます。

12款諸支出金1項繰出金1目繰出金であります。介護保険事業特別会計につきましては、決算額の確定に伴う端数調整分の繰出し、病院事業特別会計繰出金には、普通交付税の確定による調整と公債費に係る繰出金の算定基準を国の繰出し基準に準じ増額を行っております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、6ページにお戻りいただきたいと思っております。

6ページは、地方債の補正についてでございます。

地方債の補正につきましては、過疎対策事業債、臨時財政対策債及び合併特例事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が議案第2号令和3年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第2号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 18ページの時間外勤務手当のことなんですが、休日対応ということだったと思うんですが、これも含めてということで結構なんですが、現状、新型コロナウイルス感染症対策で前のときにも質問しましたけど、どれぐらい1人当たり超過勤務手当が発生しているのか、その辺の御説明をお願いいたします。

それと、19ページの有害鳥獣捕獲事業で侵入経路確認のための監視カメラ設置ということなんですが、どういうふうな、どこを監視するために設置するのか、そこを御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 6月に続きまして、今回また時間外勤務手当の補正ということで上げさせていただいておるところでございます。

少し御理解をいただいております。おかなければならないということになると思うんですけれども、基本的になんですけれども、まず昨年度において9月末までに接種をするのに必要となる経費というのは、実は令和2年度予算で組ませていただいて繰越しという形になっております。そこにも当然、時間外勤務手当がございました。それから、6月の補正段階、これは国のほうで高齢者接種を加速化をしてほしいと、こういうことで追加的経費だと、こういうことでございます。

このたびは、国のほうが少しいろいろ新型コロナワクチン接種の問題でありますけれども、基本的には11月末あたりをこの新型コロナワクチン接種の最終段階にしたいというふうな思いを持っておられておまして、当初見込んでいなくて11月末ぐらいまでに必要となる経費だと、こういうことで、このたび追加という形を組ませていただいております。

6月の段階で、4月、5月については申し上げておりますので、6月分から少し時間外勤務手当のお話をさせていただきたいというふうに思っております。

6月から実際に高齢者の集団接種というものをに入れております。この集団接種につきましては、全庁対応ということで各部局からも職員の派遣をいただいております。よって、6月分の時間外勤務手当の平均は約25時間、1人当たりですね。ただし、前回6月では1人100時間がマックスぐらいでしようかと、こういう話を申し上げたんですが、マックスは203時間ということで100時間を超えた職員が5名いらっしゃいました。それから、7月につきましては、22.5時間、平均ということで、マックスは176時間、100時間を超えた方は3人いらっしゃるという状況でございまして、各部局からそれぞれ出ていただいた関係で平均的な時間外勤務部分については減っているんですけれども、どうしても集中をする職員については、そういう形で多い人では200時間を超えたという状況があったということでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 有害鳥獣捕獲事業の工事請負費のカメラの設置についてですが、大島大橋の上部と下部に1台ずつカメラを設置する予定でおります。前回の補正の際に、大島大橋の下から入ってきているんじゃないかという想定のもとに、まず緊急的に有刺パネルの設置を行いました。大島大橋を渡って上を、歩道等を渡って侵入してきている可能性もあります。それを確認するためにカメラを設置して監視をしたいというふうに思っております。大島大橋の下部についてのカメラは、今、実施している有刺パネル等の有効性を確認することもできますし、大島大橋の上部については実際にサルが侵入をしてもなかなか対策が難しい。歩道にゲートを設

けるとかそういうこともできませんので、実際どこを通過してどういうふうに入ってきているのか、それによって専門家等の意見も聴きながら対策を取りたい、そのための監視カメラの設置をすることとしております。

○議長（荒川 政義君） ほかに。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 超過勤務手当の話なんですが、マックス203時間、これはもうちょっと危険水域じゃないかなと思うんですけど、この超過勤務手当に表れないサービス残業っていわゆる、いわゆるですね、そういったものもあるんじゃないかと思いますが、その把握というのはされておられますか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） サービス残業の把握ということでございますけれども、このたびはいわゆる新型コロナワクチン接種に係る人件費、特に超過勤務手当につきましては、10分の10が国の接種体制確保事業という部分の補助の対象になるということで、私は、基本的にはサービス残業は、このたびに関してはですけれども、しないでいいということは職員には伝えておりますので、それから、各部局から出た職員についてもきちんと何時から何時まで超過勤務手当を取ってくださいということは伝えてきたつもりでございますので、全くないとは申し上げませんが、ある程度はサービス残業は少ない状況にあるのではないかとこのように想定をしております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） この間も申し上げましたけど、要するに超過勤務環境になるとこの数字でも表れていますが、特定の職員に負担が集中するということも起きてきます。サービス残業も今はないという認識なのかもしれませんが、結局そこもあると思って、そこを確認する体制が必要だと、そういったものを確認してフォローする体制、それで、そういった超過勤務が重なる業務が集中する——前回も言いましたけど——職員に対して、そのメンタル面での対策というんですかね、そういったフォローというのをちゃんと組織として持つておかなきゃいけないと。そこを、まあ、健康福祉部のことだからという話じゃなくて、町として、役場として、そこは、ほかの部署にも応援を頼むんでしょうから、ほかの部署も関わりがある、全体として、やっぱりその超過勤務に対して、ただ、この超過勤務手当の数字上の問題だけじゃなくて、そういったケアの部分をもどのようにフォローしていくのか、その辺が前回質疑しましたんで、ある程度は考えていただいていると思いますが、実際に、例えばサービス残業の把握をどのようにされているのか、職員がどういうふうに、超過勤務する職員のフォローとか集中する職員分の負担をどうやって軽減するのかとか、その辺をどうやって対策を講じているのか、講じようとしているのか、

その辺ちょっと全体のことなんで町長さんでも御答弁いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後 2 時 56 分休憩

.....

午後 2 時 58 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 田中議員より御質問いただきました職員の新型コロナワクチン接種の、例えば、集団接種であったり、また各業務が増えているという中での超過勤務についてのことであろうかと思えますけれども、やはり扱いとしてというか、やはり町の職員の中においては、例えば、急に災害が起こるようなこともあります。そのときには急にいていただかないといけない場合もあります。それと同じように、この新型コロナウイルス感染症も同じようなことであるんですけれども、やはり、だからといってサービス残業のようなものであったりとか、ひどすぎる超過勤務というのは、あってはならないというふうに考えています。そして、ある特定の職員の方に負担が寄ってしまうということに関しましても、これは労務上の規定がやはりあるかと思えますので、しっかりそれを守るといふことと、あと周防大島町には産業医の先生がいらっしゃいます。その先生に心の問題、メンタルの問題、しっかりと相談をしていただいて、そしてまた、それを人事のほうに話をさせていただくということが大切だと思っています。そして、やはり勤務、町民の皆さんのためにということで職員の皆さんは非常に頑張ってくださいます。頑張ってくださいますが、やはり一番は体を壊してはいけませんので、そういうことがないように、やはり管理職の皆さんにもしっかりと部下の様子に目を配っていただいて、そして、状況を判断していただいて、その中で足りない場合があれば、先般の臨時議会の際にも申しましたけれども、どうしても人が足りないということであれば、会計年度任用職員の方を探すとか、また外部に委託をするとかというようなことを、そういった労務環境をしっかりとつくっていくことが、これからの時代、大切なことだと思っておりますので、そのように努めてまいりたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑は、吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） 私からも有害鳥獣捕獲事業の工事請負費についてと支所及び出張所経費について伺います。

まず、有害鳥獣捕獲事業のほうなんですけれども、監視カメラ2台と看板で133万8,000円という予算（「ちょっとマイク、聞こえん」と呼ぶ者あり）すみません、有害鳥獣捕獲事業のほうで工事請負費が監視カメラ2台と看板2枚で133万8,000円ということでございますけれども、かなりの金額なんですけど、このカメラの性能について、この金額だったらAI機能を駆使したすばらしいカメラというふうに想像できるんですけれども、どのような性能のあるカメ

ラなのかを教えてください。

それと支所及び出張所経費ですけれども、各支所で350万円、400万円、500万円とかありますけれども、より詳しい内容を教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの吉村議員さんの御質問で、カメラの仕様がどういったものかということも含めての御質問だと思います。

具体的に言いますと、1台49万5,000円、これを2台設置をします。簡単な様式といいますのはソーラー電源式の防犯カメラをつけます。一応24時間監視はできまして、SDカードに記録をするという形になっております。SDカードは最大10日間ほどは記録できるんですが、10日ごとに確認をするわけではなくて何日かごとに確認はしたいというふうに思っております。

それから、先ほど御答弁の中にもAI搭載のカメラというのもありましたが、サルを特定してAIで監視するカメラは非常に、まだない、開発中であるというふうには聞いております。もし、動体監視、いわゆる動くものが通ったら写すというカメラであれば通行人等も通る度に撮れてしまいますので、現状そこまでの費用等は考えておりませんでした。

先ほども田中議員さんの御質問でもお答えしましたけれども、大島大橋の上部はまだ特別な対策が取れておりません。大島大橋を所管する県のほうにもその映像を見ていただいたりとか、その上でいろいろな対策を考えていかなきゃいけないと思っております。まずは、大島大橋の上を通っているのかどうか、それを確認することに努めたカメラでございます。

○議長（荒川 政義君） 岡本統括総合支所長。

○統括総合支所長（岡本 義雄君） 吉村議員さんの御質問にお答えいたします。

支所及び出張所経費の内容でございますが、これまでも当初予算の編成において各総合支所経費の工事請負費の予算額は500万円を予算化とし、その年の9月補正により年度末までを見込んだ補正対応を行ってきたところでございます。

このたび、半年が経過しますので、当初予算の執行状況をふまえて、町道、農道、側溝等の町が直接維持管理に要する工事請負費として1件当たり20万円を基準額として補正額を計上したものでございます。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） まず、支所及び出張所の御答弁ですけれどもありがとうございました。これから、そういう見込みがあるということでの補正でございますね。私の印象では、このたびの盆の豪雨で、長雨とかで大きな災害があった、その補正かと思ったんですけれども、そういうことでございます。よく承知しました。

それと、サル監視のカメラについてですけれども、この49万5,000円でその程度の機能というのはちょっと不思議な……。私もイノシシ監視カメラをつけていますけれども、1万3,000円でこれと同等機能のカメラでイノシシを監視しておりますけれども、せっかく金をかけてやるのであれば、私もちょっといろいろ調べたトレイルカメラというのがあるんですけれども、これは携帯キャリアの回線を使って瞬時に撮影した動画や写真を送られてくるという機能がついたものがございます。これ、まあ、定価が6万、7万円。それに加えて通信費はかかるんですけれども、今回は侵入経路を確定するだけのものの対策ということだろうと思うんですけれども、ちょっと、今そんなゆっくりしよったんじゃあ、10年後にこの島はサルの島になってしまいます。イノシシのときも同様だったと思うんですけど、最初の一手、二手を誤ったと言ったら失礼ですけれども、もっともっと予算を投じて取り組んでおれば、ここまでのことはなかったんじゃないかと思うんですけれども、やっぱりやるのであればしっかりと対応してほしいし、私がお勧めするカメラなんかつけば、例えば、サルが大島大橋の下を通過して侵入しましたら、その画像が瞬時に送られてきます。こちらのほうで猟友会のほうに、もう出動態勢をつくっちゃって、サルが来た、出動ぐらいの態勢を整えちゃかんと、本当に10年後、大変なことになると思いますので、もう1回、考え直すという訳にはいかんかもしれんですけれども、この49万5,000円、1台にかけるのであれば機種変更じゃないんですけれども、今考えちよるカメラより私がお勧めするようなカメラのほうが格段に効果があると思いますので、その辺を少し考えていただきたいんですけれども、いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 吉村議員さんの今の御質問ですが、通信機能を使って通知がされるというカメラがあるのは知っておるんですけれども、あの、動体認識ですよ、僕らが今考えたのは、そのサル以外のもの、特に大島大橋の上部、車であったりとか動体だったり、体温感知だったりといういろいろあると思うんですが、いずれにしてもサルだけを確認する手立てがないというふうに思っております。であれば、まずは侵入経路を確認することが先決ではないかなと、今の状態では大島大橋の上部にどういったものをつければ防護できるのか、侵入できなくなるのかということ、それによって早急に確認できれば対策を取りたいと。例えば、大島大橋の上部といっても歩道を通ってくるのか、上部のトラスを渡ってくるのかによっても、その対策の方法は違ってくると思いますし、大島大橋を所管する県との協議も重ねなきゃいけない、早急な検討が必要とは思っておりますけれども、そのためにまずこちらで監視をするためのカメラを設置するという事で御理解をいただけたらと思っております。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（10番 吉村 忍君） あんまり理解はできないんですけれども、やっぱり、今、手を

緩めると本当、将来大変なことになりますので、次の12月議会でも結構ですので、また新たな体制づくりを、入ってきたら駆除は難しいと思いますので、入るのを阻止する対策をぜひともお願いをいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかに。新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） 失礼します。私もサルについて質問しようと思いましたが、また後日にします。

1つ、16ページの地域おこし協力隊について少し触れられましたけれども、先ほどインターンという言葉が出たんですが、これは今後インターンのこの地域おこし協力隊員を取っていく予定があるということで認識していいのか、まずそこをお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 新田議員さんから、地域おこし協力隊のインターンについての御質問をいただいておりますが、これ一応、今回3名ほど、今、募集をかけようとしております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

インターン、この制度、今年度の4月からはじまりましたね。1日が1.2万円、それで、2週間から3か月だと思うんです。それを掛ける3名で今のところ予定しておると。なぜ、インターンという制度のいいところもあると思うんですけれども、今までは地域おこし協力隊で1年から3か年という契約をしている中で、今回、このあえてインターンを選んだ理由、その辺りを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 新田議員さんから、なぜインターンを選んだかということでございますが、今年の3月の定例会のときにも申しましたが、協力隊が3年間という課題と期間や人材の幅が限定してしまい長期的な取組は難しい等、いろいろ、課題もあるということで、3年の当初予算には見送りをいたしたところでございます。その辺の、一旦雇って3年間いるということになりますと、やっぱり地域おこし協力隊の方と町のほうとのマッチングがうまくいっていない事例とかそういう事例もありましたので、今回については、まず一旦2週間なり3か月なりそのインターンとして地域おこし協力隊として入っていただいて、お互いがどうか、周防大島町をもっと、何と言いますか、ここへまだおりたいとか、あと仕事の内容とかそういうのも十分お互い確認し合って、その後、もし良ければ、また3年間今度地域おこし協力隊としてやっていただくというふうな感じで考えております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（9番 新田 健介君） ありがとうございます。

良ければと思っただけのように私も頑張りたいですし、皆さんも一緒になって残っていただけるようにしていただきたいと思います。

また、このインターンだけじゃなくて今度マネージャー制度とかもありますね。あとは企業版のふるさと納税、いわゆる人材派遣をするようなシステムもありますので、これが私は非常に有効だと思うので、また今後もその辺りも含めて執行部のほうでも御考慮いただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） すみません、度々で申し訳ないんですが、サルのことですね、1つだけ。

まず、私も前職で監視カメラの仕事をしたことがあるので、監視カメラというのは1台1万円ぐらいのものから、防衛省御用達の2,000万円ぐらいするものまでいろんな種類があるというのは存じ上げております。今回は1台49万5,000円ということで、大島大橋の上という過酷な状況のことを考えると、まあ、これぐらいはするのかなというのが印象としてあるんですけども、やはり今すごく過酷な状況だと思います。風は強いし、潮風がどんどん当たるような場所です。そういったところの対策は十分にされているのかお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの山根議員さんの御質問ですが、まず若干、先ほどの吉村議員さんのお話でも、高いかなという感覚はあるんですが、大島大橋の上部と下部、電源を取ってくるのが非常に難しいので、2台ともソーラー式になっております。それから耐候性、耐塩性、その辺についてはメーカーのほうに確認をして、それに適するカメラを選定した次第です。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） ありがとうございます。

そういった形で適正に選定されているということで安心しました。

また、今回は大島大橋の上を通るサルの監視ということで設置されておりますけれども、私はどちらかという群れを監視するほうが重要じゃないかという考えがありますので、ぜひ大島大橋の周りに群れが来たとかそういったものを監視することもこれからは考えていただければと思います。そういったことも御考慮いただければと思いますので、どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） また1件は、ちょっとサルのことなんですけども、まず24時間録画できるカメラをつけるということで、その撮った映像を誰がどのようにチェックするのかと

いうことが1点質問です。

また、ほかの案件なんですけれども、収入のほうで諸収入の雑入で地域づくり推進事業助成金200万円とあるんですけれども、これがどの事業に使われるお金になるのかというのが分からなかったのを教えてください。

あとは、歳出のほうの15ページ、一般管理費のところでは行政手続等の書面規制等見直し支援事業の委託料というのが入っているんですが、こちらがどのような目的でどのような事業をするものなのか教えてください。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） カメラの性能として10日間程度の記録が撮れるということになっておりますけれども、10日間ためて見ても至急に対応できない場合もありますので、今、考えておりますのは2、3日に1回、職員が確認をするというふうに考えております。サルが入るか入らないかですので、その時間ずっと見てなきゃいけないわけではなく早送り等でサルが侵入していないかを確認したいというふうに思っております。あと一応24時間、夜間も撮影できるカメラではあるんですけども、基本的に昼行性と言われておりますので、それも含めて現在のところでは、職員の確認でしていきたいというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 先ほど白鳥議員さんの御質問でございますが、地域づくり推進事業助成金のことでございますが、これは各総合支所が行っております小規模施設整備事業これに充当するようになっております。

それと、あと総務課のほうの書面規制とかの話でございますが、これ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として各種行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しをすることにあたり、本庁の各種例規の改正に係る業務を委託するものでございます。

業務内容といたしましては、周防大島町の書面規制、押印の見直し、押印の作成と書面規制、押印の見直しに関する資料提供とか、あと例規集から押印の見直し対象を抽出いたしまして洗い出し一覧表の提示、洗い出し説明会の開催及び各課による内容確認とか記入についてを委託するものでございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。

最後の行政手続等の書面規制等見直し支援事業の内容が、ちょっと私のほうにはよく分からなかったんですけど、間違っていたらまた教えていただきたいんですが、周防大島町がつくっている例規の中の様式で押印とかが定められているようなものを全部洗い出して、その押印が要ら

ないのかどうかという判断をまた検討して、紙じゃなくてもよくするみたいな、そういったような話なんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中元総務課長。

○総務課長（中元 辰也君） 白鳥議員さんからの確認ということでございましたが、基本的にはやはり押印の廃止に向けて、要は町の条例、要綱そういったものの押印の廃止に向けて、まず洗い出しをする、その一覧表を作成して、それが押印が本当に要らないのかどうかというのも審査をいたします。そういったことも含めて最終的にはもう押印をしなくてもいいというのであれば、当然条例改正と要綱の改正、最終的にはそういったことまで踏み込んでいきたいとは考えております。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

ないようでありますので、質疑を終結します。討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

暫時休憩します。

午後 3 時 24 分休憩

.....

午後 3 時 40 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 2. 議案第 3 号

日程第 2 3. 議案第 4 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 2 2、議案第 3 号令和 3 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）と日程第 2 3、議案第 4 号令和 3 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） それでは、議案第 3 号から議案第 4 号の補足説明を行います。

まず、議案第 3 号令和 3 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、令和 2 年度決算に伴う精算でございます。

補正予算つづりの 2 5 ページをお願いいたします。

第 1 条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 6, 3 8 0 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 8 億 3, 7 2 8 万 2, 0 0 0 円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で御説明をいたします。

33ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

6款繰越金は、前年度決算に伴いまして6,380万9,000円を増額するものでございます。次に歳出について御説明をいたします。

34ページをお願いいたします。

6款基金積立金は、前年度繰越金の発生に伴いまして6,380万9,000円を増額するものでございます。

以上が、令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの35ページをお願いいたします。

今回の補正は、令和2年度決算に伴う精算が主なものでございます。

第1条で、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に1億8,397万円を追加し、歳入歳出予算の総額を34億9,127万1,000円とするものであります。

まず、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

事項別明細書の45ページをお願いいたします。

6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金は、財源調整のため2,000円を増額いたします。

7款の繰越金は、令和2年度決算に伴う繰越金といたしまして1億8,396万8,000円を増額いたします。

次に歳出について御説明をいたします。

46ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金といたしまして74万7,000円を増額いたします。

3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、令和2年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立てといたしまして8,878万4,000円を増額いたします。

5款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴います国県等への返還金として9,443万9,000円を追加計上いたします。

以上が、令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で、議案第3号から第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は議案ごとに行います。

議案第3号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第4号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第3号令和3年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）と議案第4号令和3年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第24. 議案第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第24、議案第5号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。伊藤環境生活部長。

○環境生活部長（伊藤 和也君） 議案第5号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

お手元の補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則です。

第2条の業務の予定量では、特定環境保全公共下水道建設改良事業の事業費を320万円補正し14億1,998万2,000円とするものです。

第3条の収益的収入及び支出では、予算第3条の既定の支出に40万5,000円を追加し9億7,791万9,000円とするものです。

その概要につきまして御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

支出につきましては、1款下水道事業費用1項営業費用3目総係費の2節手当では、児童手当40万5,000円の追加をするものです。

1ページに返っていただきまして、第4条の資本的収入及び支出では、予算第4条の既定の収入に2,698万7,000円を追加し15億148万3,000円とし、既定の支出に320万

円を追加し17億6,604万8,000円とするとともに、不足の財源の内訳を変更しようとするものです。

その概要につきまして、御説明いたします。

4ページをお願いいたします。

収入につきましては、1款資本的収入1項企業債2目準建設改良債1節資本費平準化債を1,190万円を追加し、3項分担金及び負担金1目負担金の1節下水道受益者分担金では、久賀・大島処理区の一部供用開始に伴い1,508万7,000円を追加するものです。

支出につきましては、1款資本的支出1項建設改良費2目処理場費の14節委託料では、東和片添浄化センター耐震工事に伴う汚泥の移送及び洗浄業務等に係る委託料320万円を追加するものです。

2ページに返っていただきまして、第5条の債務負担行為の事項、期間及び限度額について定めるもので、公共下水道施設機能保全事業として、安下庄浄化センターの施設更新工事を令和3年度から令和4年度にかけて行い1億8,300万円を限度とするものでございます。

第6条の企業債では、資本費平準化債を1,190万円追加し、企業債の総額8億9,220万円としております。

第7条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、先ほど御説明いたしました児童手当の増額を行うものです。

なお、5ページ以降に付属資料を添付しております。

以上が、議案第5号令和3年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第5号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第25. 議案第6号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算

(第3号)の補足説明をいたします。

令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算書の1ページを御覧ください。

この予算は、普通交付税の確定及び6月までの実績に基づきまして補正しております。

第1条は総則でございます。

第2条の業務の予定量は、新型コロナウイルス感染症第4波の影響により、3医療機関、2介護施設の患者数・利用者数が減少しているため入院合計を3,742人、外来合計で6,252人、入所合計で1,326人、次の2ページを御覧ください、通所合計で313人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数、利用者数を補正しております。

3ページを御覧ください。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては、普通交付税の確定及び東和病院における6月までの入院病床確保支援事業費補助金の確定で補助金収入は増加しておりますが、業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少により収入合計で5,331万7,000円減額補正し49億5,179万2,000円としております。

支出につきましては、業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、4ページを御覧ください。支出合計で5,196万3,000円減額補正し、49億4,976万4,000円としております。

第4条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定により合計1億3,523万6,000円を増額補正し14億6,455万6,000円としております。

第5条のたな卸資産購入限度額につきましては、業務の予定量に基づき算出し、5ページを御覧ください。合計で5,196万3,000円を減額補正し7億6,326万4,000円としております。

付属資料といたしまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が、議案第6号令和3年度周防大島町病院事業特別会計補正予算(第3号)の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第6号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

日程第26. 議案第7号

日程第27. 議案第8号

日程第28. 議案第9号

日程第29. 議案第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第7号周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてから日程第29、議案第10号周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてまでの4議案を一括上程し、これを議題とします。

説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号から議案第10号までについて、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第7号周防大島町立橋ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例等の一部改正についてであります。

町内には、住民の自主性、共同性を活かした実践活動により地域の特産品開発に資するため橋ふれあいセンター、産地形成促進施設及び農産物加工センターの3施設を設置しております。

これら3施設は、農産物の缶詰加工で利用されることが多く、この場合、加工用機器の使用と燃料消費、水道消費が多く、燃料費の値上げや老朽化による機械等の修理などに経費を要していることから、缶詰加工に係る使用料を20円から25円に改正しようとするものでございます。

次に、議案第8号周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、現在休止中のフィッシングビレッジやしろ郷及び自光寺ピッコロランドの用地を原状回復のうえ、土地所有者に返還するため、同施設の設置や使用料について定めている周防大島町やしろ郷ふれあいの里施設の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容につきまして、新旧対照表により御説明をさせていただきます。

主な改正内容でございますが、第2条の名称及び位置を規定する表から3の項及び4の項を削り、第4条の開館時間を規定する表から3の項及び4の項を削っております。

次に、第9条中別表第1及び別表第2を別表に改め、第15条第2項中別表第1及び別表第2を別表に改めております。

また、別表第1（第9条、第15条関係）を削り、別表第2（第9条、第15条関係）を別表としております。

なお、この条例は、令和4年4月1日から施行することとしております。

続いて、議案第9号周防大島町若者定住促進住宅条例の一部改正についてであります。

若者定住促進住宅につきましては、令和元年度に若者の定住促進、学童・児童数の増加など過

疎地域の活性化を目的に明新住宅として4戸を建設したものでありますが、入居者の公募を行いましたところ、当初の予想をはるかに上回る多数の応募があり、若者定住促進住宅に対する需要が著しく高いことから、令和3年度に新たに4戸を建設し、追加しようとするものであります。

別表第1は、設置しています定住促進住宅の名称及び位置について規定したものです。同表定住促進住宅、明新住宅の戸数を4戸から8戸に変更しようとするものであります。

また、別表第2は、定住促進住宅の家賃等について規定したものでございますが、同表に令和3年度中に建設する4戸を追加しようとするものであります。

なお、この住宅の入居者募集は令和3年度中の公募を予定しております。

最後に、議案第10号周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてであります。

本議案は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）が令和3年3月31日で失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）が制定されたことに伴い周防大島町水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正するものでございます。

34ページの新旧対照表をお願いいたします。

附則の第2項におきまして、法律名称等引用しております部分を、このたびの法の制定に伴い規定の整備を行うものであります。

以上が、議案第7号から議案第10号までの補足説明であります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑は議案ごとに行います。

議案第7号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 改正理由は、修繕費とか燃料費の高騰による維持管理費の増加ということになっておりますけど、具体的にこの5円値上げすることで、どの程度この維持管理費の負担が下げられるのか、基本的にここの施設は、それはちょっとそれとして答えていただいて、ミカンの缶詰を作られていて、かなり好評な商品になっていて、なかなか予約しないと買えないというような状況で、町の特産品としても結構確立されてきていると思うんですが、そういったものを、この値上げが作られる方の理解というか負担にならないのかというところが心配なんですけど、結局負担というか5円値上げすることで、どれぐらいの、このさっきの最初の質問と関わるんですけど、維持管理費がこれぐらいかかるから、でもそこはやっぱり設置者の責任として維持管理費は支払わなきゃいけない、負担しなきゃいけないんじゃないかなという面もあるんですが、それを理解してもらったうえでこの値上げをするのかどうか。その値上げが実際に利用される方

のモチベーションを下げるようなことにはならないのかどうか、その辺の懸念もありますので、その辺についてちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） ただいまの田中議員さんの御質問ですが、私どもも、今、田中議員さんの御指摘のあったそういう目的、そういう施設だとは認識しております。

最初の御質問にありました収支がどうであったかということ、なぜ値上げになるのかということでございますが、平成28年度から平成30年度まではだいたい100万円ぐらいの赤字でございました。令和元年度が327万5,000円の赤字、令和2年度が312万円の赤字という状態が続いております。もし、ここで改正をしないと令和3年度では約315万5,000円の赤字になるのではないかと試算をしております。仮に今回5円を値上げした場合でも、改正後の収支は217万8,000円はまだ赤字になるというふうに思っております。

まさに田中議員さんの御指摘のとおりミカンの缶詰というある意味名産を作っていたいただいている。それから、私はそれだけではなくて地域活動の拠点でもあると思っております。ですから、マイナスをすべて埋めるための値上げということはできないと思っております。今回、20円から25円ということでまだ赤字は出ますけれども、これ以上の赤字拡大も厳しいと思いますし、そのせめぎ合いで決定をした次第です。

ちなみに平成20年度に15円から20円に改正をしております、それ以後この料金は改訂はされておられません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 分かりました。さっきも申し上げたんですが、その辺の値上げの理由というんですかね、その辺をよく利用者の方に、一方的に、もう値上がりですよと言うんじゃないで、ちゃんと説明して御理解いただけるように、これはお願いです。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） これは、施設の一部廃止ということになりますけど、予算のときにもちょっと質問をしましたが、この廃止の決定に至るプロセスというんですかね、どのような検討の経緯でこの廃止が決められたのか、その辺をちょっともう一度簡単に結構ですので、御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） この施設につきまして、簡単な時系列で御説明をしたいと思

ます。

まず、平成5年度にフィッシングビレッジやしろ郷が町直営でオープンいたしました。それから、続きまして、平成8年度に自光寺ピッコロランドが町直営でオープンしております。

それから、その後平成14年度から平成17年度までは管理委託で運営をしております。

平成18年度単年ですが、指定管理施設として運営をしてみましたが、平成19年度より現在まで休止状態であります。その休止の理由というのは、利用者が少ないということで休止状態になっておるわけですけども、利用者が少ないといいますか、指定管理者が撤退をしたということで休止状態になっております。

その後、毎年広報誌により利用者募集をしておりますが、応募者なしということで平成18年度からそれ以降の方針を検討してみましたが、中身については指定管理料の増額であるとか廃止も含めて検討しておりますが、応募者がいないまま現在に至っております。このたび、地権者との話合いがつきましましたので、廃止に向けた予算を当初予算で計上させていただいているとともに、この度それに伴う条例改正を御提案申し上げたというところです。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 今回は予算の段階である程度そういう話があったから、一応予備知識というんですかね、心構えはできちよったんですけど、公共施設の廃止ということになりますんで、そこはいろいろ理由は今お聞きしたとおりで、それなりの理由があると思うんですが、ただ予算とかそういう話を別にして公共施設の利用とか廃止を決めるのが結局こういった形で条例改正としていきなり出てくると——まあ、予算は別にしてですね——出てくるということになりますので、その決定のプロセスというのがどうなのかなというのがありまして、要するに、それはほかの自治体では重要な公の施設の利用廃止に関する条例というのがつくられているところがありますし、それは何に基づいているかといったら、地方自治法の規定に基づいてその条例がつくられていると。その重要な公の施設の利用廃止の条例の中では、例えば社会教育施設とか学校とか病院とか、いろんな施設を列挙して、それらの公の施設については、要するに住民に関わりのあるものだから、ちゃんと議会の議決を経てから廃止や利用の変更というのを決めましょうという制度があります。

今回、こうやって条例改正がいきなり出てきて、この条例が可決されれば廃止ということになるんですが、そういう単発的なやり方ではなくて、一旦、それまでも検討はされるんでしょうけど、やっぱり議会の決定を経て、それで決めるというようなプロセスが必要ではないのかなと思いますが、そういった地方自治法の規定に基づいた条例制定の今後の必要性について、ちょっとお聞かせいただければと、できればそれを制定するべきじゃないのかという私の意見なんですけど、その辺について御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後 4 時12分休憩

.....

午後 4 時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 今回の田中議員の御質問でございますが、確かに地方自治法 244 条の 2 第 2 項に普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意を得なければならないという条文もあります。

また他の市町においても、議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例もかなり制定されている市町村もございますのは事実でございます。

ただ、その中で特別議決を要する公の施設の廃止のいろんな施設を、各市町まちまちですんで、その辺については検討すべき問題じゃないかと考えております。

いずれにしても、そういったことがありますので、今後そういった検討をしてみたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 9 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第 10 号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第 7 号から議案第 10 号までの質疑を終結いたします。

討論、採決は、会期中の最終日の本会議といたします。

.....

日程第 30. 議案第 11 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 30、議案第 11 号財産の無償貸付けについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第 11 号財産の無償貸付けについて補足説明をいたし

ます。

本案は、旧田布施農業高等学校大島分校の校舎及び跡地利用につきまして、平成23年9月定例議会で御議決をいただき医療法人おかはら会へ10年間無償貸付けを行ってございました本館棟、特別教室棟、ポンプ受電室及び跡地利用につきまして、貸付期間の延長による普通財産貸付申請書の提出がありましたので、引き続き土地建物の無償貸付けを行うにあたり、また、平成28年9月定例議会で御議決をいただき5年間の無償貸付けを行ってございました実習棟、温室及び跡地利用につきまして、貸付期間の終了に伴い、新たに利用公募を行ったところ5団体から申込みをいただき選定委員会の審査を経て、5団体に地域振興の目的で、その利用に沿って土地建物の無償貸付けを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めらるるものでございます。

議案第11号資料の配置図を御覧願います。

貸付けの内容につきましては、医療法人おかはら会に医療・介護・福祉施設として、本館棟、特別教室棟、ポンプ受電室の①を、特定非営利活動法人、周防大島ふるさとづくりのん太の会に事務所、展示室、作業所等として、実習棟の一部②を、特定非営利活動法人、島スクエアプラスに事務所、研修所、作業所等として、実習棟の一部③を、周防大島元気村に園芸作業所等として、実習棟の一部④及びポンプ室を含む温室2棟の④を、社会福祉法人、さつき会に農作物栽培、作業所等として実習棟の一部⑤及び温室⑤を、KASAHARAHONEY・しあわせみかん共同事業体に試験栽培、研究開発、作業所等として、実習棟の一部⑥及びボイラー室を含む温室2棟の⑥を無償貸付けしようとするものでございます。

貸付期間でございますが、おかはら会は令和3年10月から令和13年9月までの10年間、その他の5団体は令和3年10月から令和8年9月までの5年間としております。

なお、電気、水道といった維持管理に必要な経費は、各団体等に負担していただくこととしております。

また、このたび申込みがありませんでした温室作業室⑦とボイラー室を含む温室1棟の⑧につきましては、今後、5団体の中から追加で利用申込みの希望がありましたら、貸付けを行う予定で考えておりますが、希望がない場合は、再募集を行う予定としております。

以上でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第11号、質疑はございませんか。岡崎議員。

○議員（6番 岡崎 裕一君） すみません。私がちょっと気になっていたんですけど、温室の件なんです。

先々月ですか、同僚議員と一緒にちょっと見に行かせていただいたんですけど、温室ですね、ガラスハウス、非常にこれさすがに、旧農業高校だけあって非常に質のいいものなんですけど、非常に荒れていまして、これに関してはちょっと使い方とか、例えば周辺の草刈りとかそういったことっていうのはちょっと条件に入れていくっていうことは可能かどうかだけお聞かせください。すみません、よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 岡崎議員さんの御質問でございますが、そういった場合に、例えば温室周辺に草が生い茂る状態とか周りに迷惑かけないように、今まで町といたしましては、草刈りとかそういったものは文書で出したりしております。

今後もそういったことがあれば、町のほうから指導して、きちっと適正に管理をするように申していきたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけ、この借受人というんですか、貸付けをする相手方はすべて法人ということで、法人なり兼農なり社団ということによろしいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） ちょっと暫時休憩します。

午後4時26分休憩

.....

午後4時36分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の個人があるかという、皆法人かという御質問でございますが、周防大島元気村、米澤さんのところだけ個人でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 募集というか公募要項がそうなっているんでしょうけど、個人の場合に、それがどうこうというわけじゃないんですけど、例えば継続性とか、法人の場合は法人がちゃんと基本的には、原則的には法人だから、例えば代表者が替わっても継続性がありますけど、個人の場合は個人が豊んだらそれっきりということになるんで、その辺の何ていうんですかね、協定状というか契約上、そういう場合にはきちんと処理するとか責任の所在というんですかね、そういったものは明記してあるんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中原政策企画課長。

○政策企画課長（中原 藤雄君） 田中議員さんの御質問でございますが、契約書の中に、本建物善良な管理者の管理を持って維持管理しなければならないというふうに謳っております。また、御議決をいただいて契約をした後には利用条件につきましても、こちらのほうで小まめに確認を

行いながら適正な利用が見られない場合は、是正指導等行っていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第11号財産の無償貸付けについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについて補足説明をいたします。

令和3年1月30日に、農道追田線において発生した事故による損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会へお諮りするものであります。

この事故は、大字志佐145番地地先、農道追田線をコンクリートミキサー車が走行した際、舗装版の下が空洞化していたことにより、道路が陥没し、当該車両が落下し車体を損傷させたものであります。

なお、損害賠償の額は170万円であり、全額を全国町村会総合賠償補償保険から支払うことで和解しようとするものであります。

今後は、再発防止のため、より一層の道路の適切な維持管理に努めてまいります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第12号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 170万円のその賠償額の内訳というんですか、修理代とかになると思うんですが、それをちょっと御説明ください。

それと、農道というふうになっているんですが、この農道の規格上というんですかね、コンクリートミキサー車、多分大型車じゃないんかと思うんですけど、そういうのが通行できるような規格だったのかどうか、その辺もあわせて御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 田中議員さんの御質問の170万円の内訳でございますが、車体修理に係る賠償金が150万円で、あと陥没箇所へ落下した車体の引揚げ等費用が20万円となっております。計170万円となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 瀬川産業建設部長。

○産業建設部長（瀬川 洋介君） 当該事故が起こった農道というのは、幅員、それから舗装厚等考慮してもミキサー車が入ってはいけない道路ではありません。ただ、維持管理がなされてなく下が空洞であったというところがございます、それが目視で外から確認できないような状態でありましたので、このような事故になったというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号和解及び損害賠償の額を定めることについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会をいたします。次の会議は9月17日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午後4時45分散会
